

2010

J Aバンク福井県信連

D I S C L O S U R E



福井県信用農業協同組合連合会

表紙の写真

朝倉氏遺跡（一乗谷）

一乗谷は、福井市街の東南約 10km の豊かな自然の中にあり、戦国時代朝倉氏の城下町の跡がそっくり埋もれていました。遺跡の発掘調査は、昭和 42 年から進められ、昭和 46 年には一乗谷城を含む 278ha が国の特別史跡に指定されました。平成 3 年には諏訪館跡庭園、湯殿跡庭園、館跡庭園、南陽寺跡庭園を含む 4,205 m²が特別名勝に指定されました。また、平成 21 年 6 月 7 日にはこの朝倉氏遺跡周辺を植樹会場として、「未来へつなごう 元気な森 元気なふるさと」の大会テーマのもと、第 60 回全国植樹祭が盛大に開催されました。

プロフィール

名 称	福井県信用農業協同組合連合会（JA バンク福井県信連）
根 拠 法	農業協同組合法
設 立 年 月 日	昭和 23 年 9 月 30 日
純 資 産 額	417 億円 （平成 22 年 3 月 31 日現在）
総 資 産 額	6,315 億円 （平成 22 年 3 月 31 日現在）
自己資本比率	20.09% （平成 22 年 3 月 31 日現在）
従 業 員 数	73 人 （平成 22 年 3 月 31 日現在）
事 業 所	本所 1 店舗



目 次

ごあいさつ	1	損益の状況	28
経営方針	2	貯金に関する指標	30
業務運営に関する考え方	3	貸出金等に関する指標	30
社会的責任と貢献活動	11	有価証券に関する指標	35
主要な業務の内容	13	経営諸指標	37
事業の概況	18	自己資本の充実の状況	37
貸借対照表	19	当会の組織	48
損益計算書	20	福井県信連の沿革・あゆみ	52
注 記 表	21	連結の状況	54
剰余金処分計算書	27	財務諸表の正確性等にかかる確認	65

◎ 本冊子は農業協同組合法第54条の3第1項に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
◎ 金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長

山田俊臣



代表理事理事長

北川雅己

ごあいさつ

平素は、福井県信用農業協同組合連合会（JAバンク福井県信連）をお引き立ていただきまして、厚くお礼申し上げます。

この冊子は、当会の平成21年度の活動を中心に経営方針、活動状況、業績や業務内容についてまとめたものです。当会へのご理解を一層深めていただきたく、ご高覧いただければ幸いです。

平成21年度の当会事業につきましては、経営管理態勢の高度化に向けた取り組み、継続的なコンプライアンス態勢の強化を最重要課題とし、業務の健全かつ適切な運営に努めてまいりました。また、平成21年度の「JAバンク基本方針」並びに「JAバンク重点実践事項」に則り、「経営管理体制の高度化」・「顧客基盤の拡充」・「収益力向上」の一体的取組みによる競争力の向上により、所期の目標を達成することができました。

これもひとえに、皆様の温かいご支援、ご愛顧の賜物と心から感謝申し上げます。

昨今の金融情勢を見ますと、金融機関の経営管理並びにリスク管理態勢の強化が強く求められているところであります。

当会におきましては、会員JAとともに組合員と地域の皆様に信頼されるJAバンクを目指して、引き続き事業実施体制の強化、経営の健全化・効率化、安定的な財務内容の確保に努め、信用事業を通して農業・地域へのさらなる貢献に努めてゆく所存でございますので、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成22年7月

福井県信用農業協同組合連合会

経営管理委員会会長 山田俊臣

代表理事理事長 北川雅己

経営方針

経営理念

- 金融サービスの提供を通して農業の振興と農家経済の向上を図り、地域の発展に貢献します。
- 金融機関としての社会的責任を果たすため、法令等を遵守し健全な経営を目指します。

経営方針

● 農業、地域社会の発展に貢献 ●

県下JAとともに農業の振興、豊かな地域社会創りに貢献することを基本的使命として、「農業関連産業や地域開発・振興に寄与する融資」「資産運用等の相談機能」「若年層を始めとする幅広い年齢層を対象とした各種イベントの開催」等を実践します。

● 健全かつ強靱な経営体制の堅持 ●

経営環境の変化に対応するため、金融機能の充実と経営資源の適正配分に努め、財務の健全化に努めます。また、リスク管理委員会を中心としたリスク管理態勢によりリスク管理を徹底し、経営管理態勢の強化を図るとともに、コンプライアンスについて経営の重要課題の一つとして継続的に取り組み、業務の健全かつ適切な運営に努めます。

● 系統信用事業の基盤強化 ●

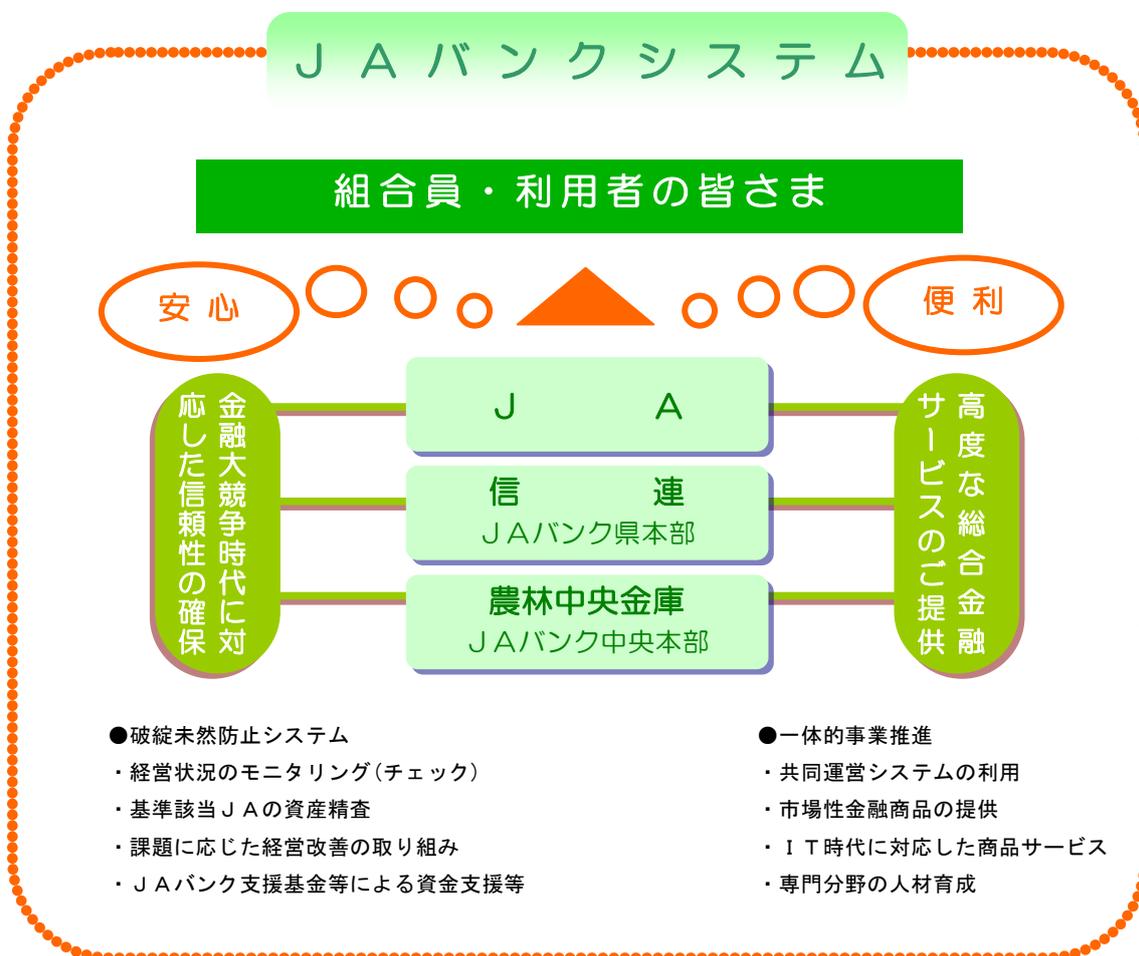
JAバンクにおける組合員・顧客基盤の大きな構造変化に対応するため、県下JAの金融サービス拡充やリスク管理、経営体質の強化などに向けた諸対応の実践を支援します。また、新規業務の取り扱いやオンラインシステムの充実、新たなビジネスモデルに対応できる人材育成等について、県下JAと一体となり取り組みます。

業務運営に関する考え方

J A バ ン ク シ ス テ ム

J Aバンクシステムとは、金融大競争時代に対応したより便利で安心なJ Aバンクを目指し、全国のJ A・信連・農林中央金庫（J Aバンク会員）が総合力を結集し、J Aバンク法※に基づいた実質的に「ひとつの金融機関」として活動していくものです。このシステムは、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、組合員・利用者の皆さまに高度な金融サービスを提供する「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っており、今後もJ Aバンク会員が一体となって取り組んでまいります。

※ J Aバンク法とは、正式名称「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」といいます



内部統制制度とは

内部統制とは、基本的に業務の有効性及び効率性・財務諸表の信頼性・事業活動に関わる法律等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境・リスクの評価と対応・統制活動・情報と伝達・モニタリング及びI Tへの対応の6つの基本的要素により構成されます。

当会においても、平成20年度より、内部統制構築に向けた取り組みを行っております。

より安心な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。まず、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「破綻未然防止システム※」。そして、公的制度である「貯金保険制度※」。これらのしくみによって、組合員・利用者の皆さまにより一層の「安心」をお届けしてまいります。

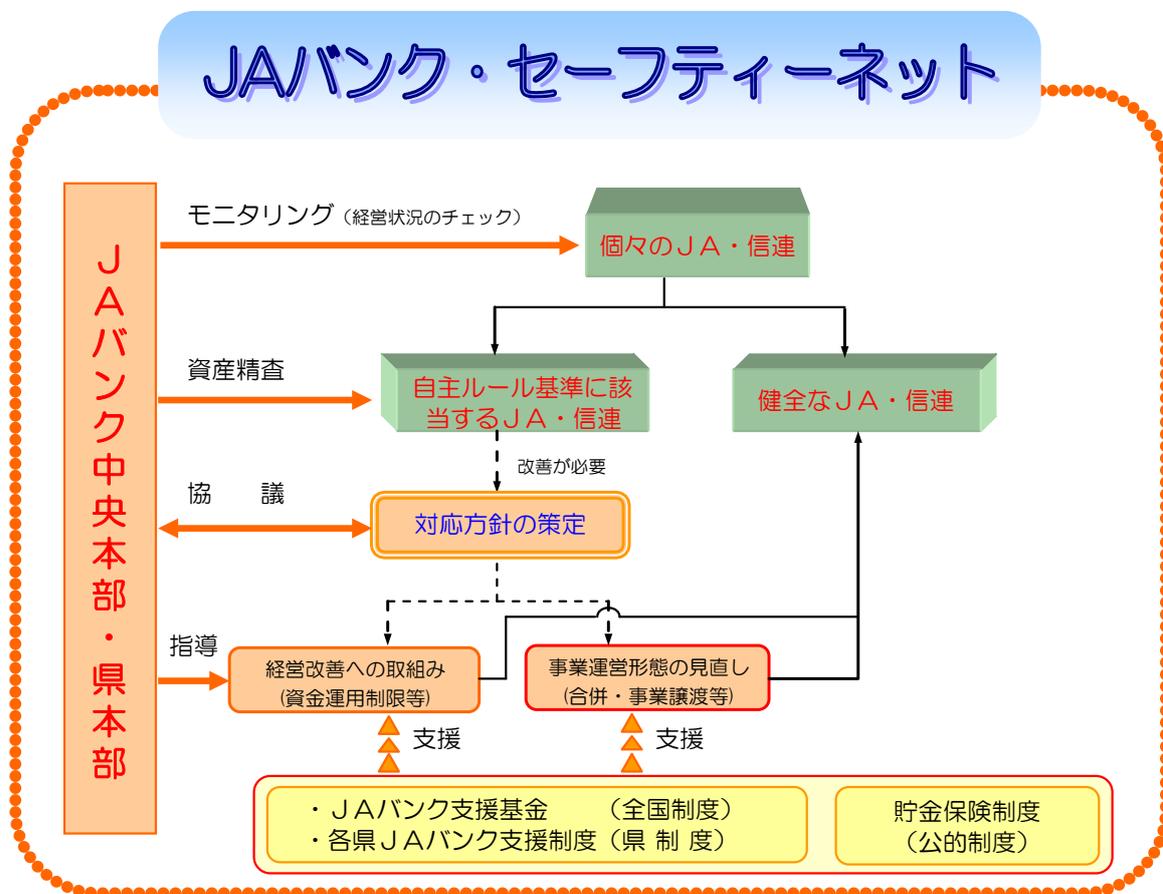
※破綻未然防止システム

経営健全性確保の基本である問題点の早期発見・早期改善のため、JAバンク独自の自主ルール基準（自己資本比率・業務体制等）を設定するとともに、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェック（モニタリング）し、適切な改善を早期に行います。また、全国制度の「JAバンク支援基金」と県制度の「各県JAバンク支援制度」により万一の事態に至ることのないよう、必要な支援（資本注入や資金援助等）を実施します。

なお、この制度は法律でも裏付けられております。

※貯金保険制度

貯金者保護のための国の公的制度で、JA・信連・農林中央金庫などの加入が義務づけられております。万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに、貯金を一定の範囲で保護します。貯金者保護のための仕組みは銀行・信金・労金などが加入する預金保険制度と基本的に同じです。



金融経済の国際化・金融技術の発達などに伴い、金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しております。このような環境の中で、経営の健全性を維持しつつ、収益を確保するためには、適切なリスク管理が経営の重要課題であると考えております。

このため、直面する様々なリスクに適切に対応すべく『リスクマネジメント基本方針』を策定し、認識すべきリスクの種類や管理態勢の仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な自己査定の実施などを通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めております。

○個別リスク対応

(信用リスク)

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営状況の悪化などにより貸出金などの元本・利息の回収が困難になるリスクをいいます。

当会では、貸出資産や有価証券等の健全性向上を図るため、営業関連部署から独立した審査担当部署を設置し、信用リスク全般の管理を行っております。また、『信用リスクマネジメント要項』に基づき、「信用リスク量」の計測や資産の自己査定を実施し、リスク量が当会の自己資本額に見合う適正な額の範囲内にあるかモニタリングを実施し、適切な償却・引当を行い財務の健全性を図っております。

(市場リスク)

市場リスクとは、金利や為替、株価などの相場変動により資産価格が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当会では、役員及び関係部署職員からなる資金運用会議及び余裕金運用会議並びにリスク管理委員会の中で、経済・金融見通し、資金運用方針の検討、ALM管理等を行い、金利・価格変動等のリスクコントロールに努めております。

また、『市場リスクマネジメント要項』に基づき測定した「市場リスク量」が当会の自己資本額に見合う適正な額の範囲内にあるかモニタリングを実施しております。

(流動性リスク)

流動性リスクとは、資金が固定化することにより資金の現金化が困難となり資金不足を起こす場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当会では、安定した資金繰りを行うため運用・調達の状況を一元的に管理し、円滑な資金繰りを行っております。

(オペレーショナル・リスク)

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は、外部で発生した出来事により損失を被るリスクをいいます。

当会では、どのような事象がオペレーショナル・リスクに該当するかを『オペレーショナル・リスクマネジメント要項』にて定義づけしております。リスクの種類と対応策については、以下に記載のとおりです。

・法務リスク

法務リスクとは、法令や契約に違反して不適切な取引を行うこと、もしくはその他法的な原因により損失を被るリスクをいいます。

当会では、法的原因により被る損失を回避するため、リーガルチェック体制を確立し、各種取引・契約書等のリーガルチェックを実施しております。

・システム・情報資産リスク

システムリスクとは、災害、機器・通信回線の故障、コンピュータシステムのダウンや誤作動などの障害発生等により損失を被るリスクをいいます。また、情報資産リスクとは会員・利用者の皆様よりお預かりした情報資産について毀損・滅失・改ざん・漏えい・不正侵入等によるセキュリティ侵害により、信用失墜などの損失を被るリスクをいいます。

当会では、システムリスク・情報資産リスクに対する取り組み方針として、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」、「コンティンジェンシープラン(システムリスク)」、「危機管理マニュアル」等を制定し、トラブル未然防止策や万が一セキュリティ侵害が発生した際の対応方針等を規定、実施しております。

・事務リスク

事務リスクとは、事故や不正、日常的に行われる事務を適時適切に処理しない事により損失を被るリスクをいいます。

当会では、発生した事故・事務ミスに係る再発防止策の策定や事務処理マニュアルの整備等により、事務水準の向上を図り、事務リスクの回避に努めております。

・その他のオペレーショナル・リスク

前記以外のオペレーショナル・リスクについても、当会においてリスクを特定し、評価を行ってリスクの回避に努めております。

○内 部 監 査 体 制

当会では、業務執行部門から独立した監査部署が全部署に対し監査を実施し、リスク管理の実施状況と妥当性の評価を行っております。

近年、コンプライアンスに対する社会的要請は一段と強くなっております。こうしたなか、当会では金融機関としての社会的責任・公共的使命を再確認し、確固たる倫理観と誠実さに基づいた公正な行動をとるため、コンプライアンス(社会倫理や法令などの遵守)を経営の最重要課題の一つと位置づけ、以下のとおりコンプライアンス態勢強化に向けた諸施策を実施しております。

1. コンプライアンス態勢の充実・強化
コンプライアンス委員会を設置するとともにコンプライアンス態勢の実効性の評価、問題点の改善
2. コンプライアンス推進活動
経営管理委員会・理事会の機能強化、コンプライアンス委員会・担当者会の開催、リスクの認識と評価、問題発生時の処理等の整備
3. マニュアル、プログラムの設定
対象法令、規程等の変動に対応、進捗管理並びに活動結果を翌年度に反映
4. 内部統制の強化
法務関連情報の収集、管理、リーガルチェック体制の徹底
5. コンプライアンス研修
全役職員を対象とした階層別研修及び各課を実施単位とする継続研修
6. 公益通報制度窓口の設置
ヘルプライン運営要領を制定し、当会の内部と外部に相談・通報窓口を設置
7. 利用者保護等管理体制の整備
金融円滑化管理方針の策定、利用者保護等管理方針や利益相反管理方針の変更を実施し、顧客重視を徹底

金融円滑化にかかる基本方針

福井県信用農業協同組合連合会(以下、「当会」といいます。)は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者及び住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

利用者保護等管理方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

利益相反管理方針の概要

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会が行う信用事業関連業務、又は金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
 - (1) お客様と当会との利益が相反する類型
 - (2) 当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。
 - (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引又は当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
 - (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
4. 利益相反管理体制
 - (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当会の役員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
5. 利益相反管理体制の検証等
当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

情報資産を取り扱うシステムについて、技術的・物理的・組織的・人的安全対策の明確な基準として、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」等※を制定し、必要な対策を講じ、セキュリティ侵害が発生しないよう未然防止に努めております。

※ 各種基準としては、「情報セキュリティ対策基準」「情報セキュリティ実施手順」、「個人情報取扱規程」「個人情報取扱運用細則」等、詳細な手続きを制定しております。

情報セキュリティ基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他情報セキュリティに係る諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取り扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、個人情報（生存する個人に関する情報で、特定の個人を認識できるものをいい、以下も同様とします。）を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人（個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。）の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて個人情報を取扱います。
3. 当会は、個人情報を取得する際には、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当会は、取扱う個人データ（法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。）を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。
5. 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当会は、保有個人データ（法第2条第5項に規定するデータをいいます。）につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

融 資 運 営 に つ い て

当会は、農業、農村、地域社会発展に寄与することを主眼として、系統資金の地域還元・地場産業への積極的な融資を行い、農業基盤の安定・強化を目指した農業関連融資の拡充はもとより、地域金融機関として、種々の資金需要に応え、地域の発展にお役に立つよう努めております。

特に、「JAバンクの担い手金融強化に向けた取り組み」として、『認定農業者』『集落営農組織』『農事組合法人』等を中心に、担い手融資推進を強化するよう努めてまいります。

さらに、リスク分散に細心の注意を払いつつ、『クレジット基本方針』で策定した与信の基本原則に基づき、貸出資産の健全性確保に努めております。

クレジット基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）の与信業務については、当会の基本的使命・役割を踏まえつつ、その基本方針を制定し業務の遂行を行っています。
与信を行うにあたっては、以下のことを原則としております。

クレジット基本方針の原則

1. 農業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令・通達や当会内諸規定を厳守し、社会的規範にもとることない、誠実かつ公平な与信を行う。
2. 当会の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行う。
3. 取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握・検討し与信を行う。
4. リスク・リターンを踏まえた、適正で安定的な収益が確保できる与信を行う。
5. 取引先と相互の成長発展に寄与する、効果的な与信を行う。
6. 資金が固定化することのないように、流動性に配慮した与信を行う。

金 融 商 品 の 販 売 に つ い て

平成13年4月1日に施行された『金融商品の販売等に関する法律』の趣旨に則り『金融商品の勧誘方針』を策定し、お客様の信頼をいただけるよう努めております。

金融商品の勧誘方針

福井県信用農業協同組合連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

社会的責任と貢献活動

当会は、福井県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

農家組合員の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することにより、JA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、環境・文化・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

文化的・社会的貢献に関する事項

- 「ふくいウェルフェア事業実行委員会」が取り組む、地域社会に必要とされる少子化対策事業として『カード優待割引事業(2010すまいるFカード)』の趣旨に賛同し、福井県JAバンクもサポーター企業として参加しております。

JAバンクの窓口でカードを提示すると、貯金金利の上乗せ・ローン金利の低減などをご提供いたします。

- 福井県が実施している地球温暖化ストップ県民活動『LOVE・アース・ふくい』の趣旨に賛同し、昼休み時間中の消灯やCOOL・BIZ等の活動を行っています。また、環境等に配慮し計画的な「グリーン購入」に取り組んでいます。

- 地域、社会への貢献、密着型金融機関として、農業に対する地域の理解と振興、農業ファン作りを目的とした『JAバンクアグリサポート事業』を展開しています。

食育教育実践活動では、小学校高学年を対象に食育・環境・金融経済をテーマとした教材本の県内小学校への贈呈や親子ペアで楽しみながら野菜を収穫し遊びながら農業にふれていただける体験イベントを開催しています。

また、地域の農業担い手、農業法人等に対する支援として、農業資金の需要に応えるため、農業関連資金の提供や金利負担を軽減する利子助成を行うとともに、TAC等営農・経済部門との連携による情報共有・実績把握体制の構築を行っています。

- 若年層はもちろん幅広い年齢層に「福井県JAバンク」をアピールするために、福井の夏の風物詩である『YOSAKOI イッチョライ』への特別協賛を継続するとともに、県内JA等と協賛し開催している各種大会やイベント等では、農業団体や参加優秀作品等の表彰を行っています。

- 行政・県民が一体となり、県下一斉に環境美化活動を行う「クリーンアップふくい大作戦(福井県主催)」に参加しております。



第23回JAバンク「家族を描こう」コンクール

次世代を担う子どもたちが、大好きな家族を描くことにより心豊かな家庭を育むとともに、地域住民の皆様とのふれあいを深め、さらにJAバンクへの信頼を得ることを目的に開催しております。



JAバンク杯'2009U-11福井県少年サッカー選手権大会

地域のスポーツ振興と、サッカー競技を通して心身を鍛錬し、心豊かな人間を育てるとともに、サッカー技術の向上を目指し、広く県民にJAバンクへの理解と信頼を得ることを目的とし、小学生の参加により開催しております。



第27回福井県JAバンク年金友の会ゲートボール大会

JAバンク年金友の会の拡大と会員の親睦を深め、年金友の会の発展を期することを目的とし、会員参加によるゲートボール大会が各地区で行われ、そこから勝ち抜いてきたチームが一堂に会して、県大会を開催しております。



JAバンク協調型事業第1弾「ザ・たっちのちょっと教えて!?JAバンク」

各地区の小学生が取材記者となり子ども目線からお金の不思議やJAバンクの役割・仕組みをタレントと一緒に各JAを取材し、JAバンクや金融経済に関する基礎知識の理解促進を図る取組みを行いました。



同 第2弾 JAバンク親子de農業体験スクール「第2回みんなで目指せ!!とれたて野菜博士」

気軽に親子で参加してもらい、楽しみながら野菜を収穫して、遊びながら農業体験するとともに、あわせて農業とJAバンクについて楽しく学びました。参加した小学生の皆さんには「とれたて野菜博士」の称号を贈りました。



各種相談会の実施

年金相談会では、年金受給者やこれから受給対象となる皆様に対して当会職員や社会保険労務士が種々の疑問にお答えし、各種年金への理解を深めていただくとともに、もらい忘れ年金のお手続きなどのお手伝いをしております。また県下統一開催の住宅ローン相談会では、住宅新築予定者やリフォーム予定者等の皆様からたくさんのご相談をいただきました。さらに、顧問税理士による税務相談窓口を常設し、県下JA組合員の皆様の相続税相談・贈与税相談等にご利用いただいております。

主要な業務の内容

■ 貯金業務 ■

会員であるJAをはじめ、地域の皆様、一般企業・団体の皆様の幅広いニーズにお応えするため、各種商品をご用意いたしております。

商品の種類		しくみと特色	期間	お預け入れ金額
総合口座	普通貯金	1冊の通帳に、普通貯金、定期貯金、定期積金がセットでき、「貯める・増やす・借りる・払う（公共料金・クレジット等）・受け取る（給与・年金・配当金等）」の5つの機能を備えた便利さ抜群の口座です。 普通貯金は、普通貯金無利息型（決済用）を利用することもできます。 お預かりしている定期貯金の90%（定期積金は掛込額の90%）、最高300万円まで自動的に借りることができますので、公共料金等の口座振替に安心してご利用いただけます。キャッシュカード・JAカードをセットされますと、さらに便利です。	出し入れ自由	1円以上
	定期貯金		「定期貯金」欄に同じ。 （但し、自動継続方式のみセット可能です。）	
	期日指定定期貯金			
	スーパー定期貯金			
	大口定期貯金			
定期積金	「定期積金」欄に同じ。			
要求払貯金	当座貯金	小切手、手形をご利用いただける貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。利息はつきませんが、貯金保険制度により元金が全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
	普通貯金	お出し入れが自由にできるサイフがわりの便利な貯金です。	出し入れ自由	1円以上
	普通貯金無利息型（決済用）	利息はつきませんが、貯金保険制度により元金が全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
	貯蓄貯金	自由に引き出せる一方、残高に応じて普通貯金より有利な金利が適用される貯金です。	出し入れ自由 ※ 公共料金等の自動支払いや年金等の自動受取りはご利用できません。	1円以上
	通知貯金	資金の短期運用等にご利用いただけます。	据置期間 7日間	1万円以上 1円単位
定期貯金	期日指定定期貯金	期間は最高3年です。1年日以降は一か月前までのお申込みで、自由にお引き出しできます。1年複利の有利な貯金です。	3年 (据置期間1年)	1万円以上 1円単位
	自由金利型定期貯金（M型）（スーパー定期）	期間は1か月から10年までお選びいただけます。個人のお客様の場合、3年から5年の定型方式のものは半年複利で運用できます。	1か月以上 5年以下・ 7年・10年	1万円以上 1円単位
	自由金利型定期貯金（大口定期貯金）	大口資金の高利回り運用に最適な貯金です。	1か月以上 5年以下・ 7年・10年	1千万円以上 1円単位
	変動金利定期貯金	市場実勢に応じて6か月毎にお預かり利率が変動する貯金です。個人のお客様の場合、半年複利で運用できます。	3年	1万円以上 1円単位
定期積金	毎月一定額のお積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	6か月以上 5年以下	1千円以上 1円単位	
譲渡性貯金	大口資金の高利回り運用に最適です。中途解約はできませんが、満期日前に譲渡することができます。	預入日の翌日から5年以下	1千万円以上 1円単位	

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

■ 融 資 業 務 ■

J A、J A 関連団体及び J A の組合員向け資金はもとより、一般企業・団体向けの設備資金や運転資金、個人向けの各種ローンなど様々な用途に対応できる商品をご用意いたしております。また、政府系金融機関等の取扱い窓口として、受託貸付業務を行っております。

< 事業の発展を応援する商品 >

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間及び返済方法	保証及び担保
一般企業	県内に住所又は事務所をお持ちで、事業を営まれている一般企業等の皆様。	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期運転資金にご利用いただけます。	ご相談のうえ決定します。	ご相談のうえ決定します。	必要に応じてご相談のうえ決定します。なお、県信用保証協会の保証もご利用いただけます。
個人事業者	県内 J A の組合員の皆様。(組合員でない方は、J A の組合員になっていただく必要があります。)	運転資金・設備資金・その他の資金で農業外事業を営むために必要な資金にお使いいただけます。	同上	同上	必要に応じてご相談のうえ決定します。

< 農業の発展を応援する商品 >

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間及び返済方法	保証及び担保
アグリパワー資金	農業を営む法人及び任意団体(集落営農組織等)並びに農業者	運転資金・設備資金	1,000万円以内 運転資金は100%、設備資金は事業費の80%	10年以内 元金均等	県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。必要により連帯保証人をいただくことがあります

< 生活向上を応援する商品 >

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間	返済方法	保証及び担保
JA住宅ローン (固定金利型) (変動金利型) (金利選択型)	満20才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。	住宅の新築、増改築、宅地又は住宅の購入資金等にお使いいただけます。	10万円以上 5,000万円以内 (10万円単位)	3年以上 35年以内	元利均等	融資対象の土地建物の担保及び県農業信用基金協会又は全国保証㈱の保証をご利用いただけます。必要により連帯保証人をいただくことがあります。
住宅ローン 新築・購入コース (固定金利型) (変動金利型)	JAの組合員の皆様で、満20才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。					
住宅ローン 借換コース (固定金利型) (変動金利型)	JAの組合員の皆様で、満21才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。	他金融機関からの住宅ローンの借換え(諸費用含む)、借換えに伴う増改築資金等にお使いいただけます。		3年以上 34年以内		協同住宅ローン㈱の保証及び融資対象の土地建物の担保が必要です。必要により連帯保証人をいただくことがあります。

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	返済方法	保証及び担保
ファミリーローン (固定金利型) ファミリーローン (変動金利型)	満20才以上でその他一定要件を満たしている方。	ご自由です。 (事業資金、負債整理資金を除く。)	10万円以上 500万円以内 (1万円刻み) JAの組合員以外又は(株)リエントコーポレーションの保証をご利用される皆様は10万円以上300万円以内(10万円刻み)	5年以内 (株)リエントコーポレーションの保証をご利用される皆様は、6か月以上5年以内 (6か月刻み)	元利均等 元金均等	県農業信用基金協会又は(株)リエントコーポレーションの保証をご利用いただけます。必要により連帯保証人をいただくことがあります。
JAクローバローン (固定金利型) (変動金利型)	満18才以上のJAの組合員の皆様に一定の要件を満たしている方。	ご自由です。 (事業資金、負債整理資金を除く。)	300万円以内 (1万円刻み)	6か月以上 5年以内	元利均等 元金均等	県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。必要により連帯保証人をいただくことがあります。
エキサイトローン (変動金利型)	当会の融資取引先・融資見込先の従業員の皆様(勤続3年以上、満20才以上)でその他一定要件を満たしている方。	ご自由です。 (事業資金、負債整理資金を除く。)	10万円以上 300万円以内 (10万円刻み)	6か月以上 5年以内 (6か月刻み)	元利均等	(株)リエントコーポレーションの保証をご利用いただけます。必要により連帯保証人をいただくことがあります。
JA教育ローン (固定金利型) (変動金利型)	満20才以上のJAの組合員の皆様に一定の要件を満たしている方。	ご子弟の入学金や授業料等学費の支払い、生活費等にお使いいただけます。	500万円以内 (1万円刻み)	在学期間 +7年6か月以内	元利均等 元金均等	県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。必要により連帯保証人をいただくことがあります。
JAマイカーローン (固定金利型) (変動金利型)	満18才以上でその他一定の要件を満たしている方。	自動車購入資金や車検費用等にお使いいただけます。	10万円以上 500万円以内 JAの組合員以外の皆様は、300万円以内 (1万円刻み)	6か月以上 7年以内	元利均等 元金均等	連帯保証人1名以上。但し、JAの組合員の皆様は県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。
JAカードローン	満20才以上でその他一定の要件を満たしている方。	ご自由です。	50万円以内 (1万円刻み)	契約期1年 (1年毎に自動更新)	随時償還	県農業信用基金協会又は三菱UFJニコス(株)の保証をご利用いただけます。必要により連帯保証人をいただくことがあります。

< 公 庫 資 金 >

金融機関等		資 金 名
日本政策金融公庫	農 林 水 産 事 業	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、農林漁業セーフティネット資金、 農業基盤整備資金、経営体育成強化資金、中山間地域活性化資金、他
	国 民 生 活 事 業	国の教育ローン

(注) 詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

■ 国債等窓口販売業務 ■

多様化するお客様の資金運用ニーズにお応えするため、国債・投資信託の窓口販売及び買取等を行っております。

< 国 債 >

種 類	期 間	申込単位	発 行	募 集 期 間	手数料
個人向け国債	10年	1万円	年4回 1・4・7・10月	3週間程度	口座管理手数料が必要となります。
	5年				
長期国債	10年	5万円	毎 月	入札日の3営業日後から 2週間程度	口座管理手数料が必要となります。
中期国債	5年			入札日の3営業日後から 1週間程度	
	2年			入札日の3営業日後から 3週間程度	

(注) 詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

< 投 資 信 託 >

取扱ファンドの種類	
JA日本債券ファンド 農中日経225オープン JA TOPIXオープン 農中日本株オープン「ニューチョイス」 農中US債券オープン	JA海外債券ファンド(隔月分配型) DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)「ハッピークローバー」 世界の財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型 ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン「果樹園」

(注) 詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

■各種サービス業務■

会員であるJAをはじめ、地域の皆様、一般企業・団体の皆様の幅広いニーズにお応えするため、各種サービスをご用意しております。

種 類	内 容
内国為替サービス	県内・外のJAはもとより、国内の金融機関への振込・送金・代金取立などを安全・確実・迅速に行うサービスです。
自動受取サービス	給料やボーナス、年金などがお客様ご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金は、窓口はもちろんCD・ATMにより必要なときにお引き出しいただけます。
自動支払サービス	電気、電話、NHK放送受信料等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金など、月々のお支払いをご指定の口座（普通貯金（総合口座を含む）、当座貯金）から自動的にお支払いいたします。
定時振込サービス	家賃、地代、駐車料金、仕送り等をご指定のお振込方法により、お客様に代わって当会が行うサービスです。お客様の普通貯金口座等から当会にある他口座への振替はもちろん、国内の金融機関へのご送金が可能です。
キャッシュサービス	当会のキャッシュカードは、カードの安全性を高めたICキャッシュカードや生体認証付ICキャッシュカードをお選びすることができます。 なお、国内のMICS提携金融機関やゆうちょ銀行、セブン銀行でもご利用いただけます（提携クレジット会社のキャッシングサービスもご利用いただけます）。 さらに、当会・県内・県外JAのATMで入出金取引をご利用した場合のATM顧客手数料は無料となっており、他行のATMで入出金取引をご利用した場合についても、毎月3回までATM利用手数料をキャッシュバックしております。
クレジットカード (国際ブランドはVISA)	JAグループが発行する「JAカード」は、三菱UFJニコスの商品性にJA独自のメリットを上乗せした大変魅力的なクレジットカードです。年間12万円以上のカードショッピングご利用・電気料金又は携帯電話料金のJAカード払いのセットのいずれかにより、翌年の年会費が無料となります。JAカードの申込みと同時にETCカードの申込みも受付しております。 また、「ロードサービス付JAカード」をお選びいただけますと、安心便利なカーライフをお過ごしいただけます。 さらに、ICキャッシュカードの機能を備えた一体型カードもお選びいただけます。
家計簿機能サービス	普通貯金（総合口座を含む）に家計簿機能をセットされますと、1か月の入金額・出金額及び収支残高を自動的に計算し通帳に印字します。
スウィングサービス	普通貯金の余裕資金を高利回りの貯蓄貯金へ自動的に振り替える、又は、口座振替時に普通貯金が残高不足の時、貯蓄貯金から必要な資金を普通貯金へ自動的に振り替える、便利なサービスです。
マルチペイメント ネットワーク	銀行の窓口やコンビニなどを利用してお支払していた公共料金や税金、航空券、インターネットショッピング等の料金が、様々な金融機関チャネル（パソコン・携帯電話）を利用していつでもお支払いいただけます。
JA FBサービス	お客様が会社に居ながらパソコンを使って、ご指定の貯金口座の内容を把握したり、ご希望の口座に対して振込・振替を行うことができる、大変便利なサービスです。
JAネットバンク	インターネットを利用できるパソコンや携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間お気軽に利用できます。 また、万全なセキュリティ対策（世界最高水準の暗号化技術 SSL 128bit）で安心してご利用いただけます。 アクセスは http://www.ja-fukui.or.jp/ibank/ まで

事業の概況（平成21年度）

（概況）

リーマン・ショック以降顕在化した世界的な金融危機・金融システム不安が各国政府協調のもとでの経済対策により落ち着きを取り戻すなか、日本経済は世界経済と歩調を合わせて回復過程にあり、生産や設備投資のペースも最悪期から改善しておりますが、所得環境の改善、消費拡大につながるまでには時間を要する状況です。

金融情勢におきましては、株式相場が米国景気の回復期待から一時1万1,000円に迫る水準まで回復し、為替相場も米国での金融緩和策の長期化予想やドバイショックにより円高基調が進み、輸出を中心とした企業は深刻な打撃を被りました。

このような環境の下、当会におきましては中期戦略の最終年度として、「平成21年度JAバンク重点実践事項」を策定し、JAとの一体的な事業運営をすすめ、組合員・地域のみなさまから信頼されるJAバンクとして取り組んでまいりました。

（実績）

(1) 貯金

JAとの安定的な利用関係を維持し、系統関連団体、地方公共団体等への積極的な働きかけにより調達資金の伸長に努めました。

貯金実績は、JAにおける地方公共団体への貸出が増加しましたが、JA貯金の伸びと県公金の増加等により、譲渡性貯金を含む総貯金は期末残高585,292百万円（対前年比1.9%増加）、年間平残583,793百万円（対前年比1.0%増加）となりました。期末残高の内訳は、定期性貯金559,735百万円、当座性貯金13,940百万円、譲渡性貯金11,616百万円でした。

(2) 貸出金

農業および地域の発展・振興に寄与するため、金融の円滑化に真摯に取り組み、農業担い手組織や地場産業等への貸出、既優良取引先に対する取引深耕と新規取引先に対する取引開拓に努めました。また、適正な与信審査、債権資産自己査定の厳格な実施・検証および管理回収事務の強化等、信用リスク管理態勢の維持に努めました。

貸出金実績としましては、地元企業への積極的な融資推進により、期末残高は56,777百万円（対前年比8.8%増加）で、年間平残は55,763百万円（対前年比5.3%減少）でした。

また、受託貸付金については期末残高7,204百万円で対前期781百万円の減少でした。

(3) 余裕金運用

農林中央金庫への預け金を中心に運用しつつ、金利裁定による短期運用や分散投資を基本とした有価証券ポートフォリオ構築を目指すとともに収益確保に努めました。

その結果、預け金全体では期末残高351,588百万円（対前年比12.5%増加）で、年間平残346,231百万円（対前年比3.2%増加）となりました。また、有価証券は期末残高179,746百万円（対前年比16.2%減少）で、年間平残184,197百万円（対前年比9.0%減少）でした。

(4) 内国為替

為替決済業務の充実を図り、事務処理の適正化・効率化に努めました。また、JA為替担当者のレベルアップを図るとともに、国庫金取扱事務の堅確化に向けた指導を行い、JAバンクの信頼性向上に努めました。

取扱実績としましては、仕向処理が33千件、270,533百万円、被仕向処理が38千件、213,452百万円となりました。

(5) 損益状況

経常損益は、経常収益が7,799百万円、経常費用が5,311百万円で、経常利益は2,487百万円となりました。

その結果、税引前当期利益は2,487百万円で対前期252百万円増加（対前期比11.3%増加）、当期剰余金は1,972百万円で対前期70百万円増加（対前期比3.7%増加）となりました。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 21 年度 (平成 22 年 3 月 31 日)	平成 20 年度 (平成 21 年 3 月 31 日)	科 目	平成 21 年度 (平成 22 年 3 月 31 日)	平成 20 年度 (平成 21 年 3 月 31 日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	763	469	貯 金	573,675	567,369
預 け 金	351,588	312,560	当 座 貯 金	8,797	8,225
系 統 預 け 金	347,904	303,474	普 通 貯 金	4,029	4,706
系 統 外 預 け 金	3,684	9,086	貯 蓄 貯 金	2	1
買 入 金 銭 債 権	10,118	4,244	通 知 貯 金	796	1,300
有 価 証 券	179,746	214,620	別 段 貯 金	315	465
国 債	23,907	46,776	定 期 貯 金	559,702	552,643
地 方 債	3,549	3,619	定 期 積 金	32	25
政 府 保 証 債	6,559	6,518	譲 渡 性 貯 金	11,616	7,056
金 融 債	95,849	100,061	代 理 業 務 勘 定	76	73
社 債	40,178	42,870	そ の 他 負 債	1,444	1,675
外 国 証 券	8,674	13,976	未 払 費 用	570	1,067
株 式	926	721	そ の 他 の 負 債	874	608
受 益 証 券	101	75	諸 引 当 金	1,688	1,688
貸 出 金	56,777	52,191	相 互 援 助 積 立 金	1,210	1,191
手 形 貸 付	868	526	賞 与 引 当 金	37	35
証 書 貸 付	33,605	29,968	退 職 給 付 引 当 金	440	461
当 座 貸 越	8,481	7,878	繰 延 税 金 負 債	788	-
金 融 機 関 貸 付	13,818	13,818	債 務 保 証	500	584
割 引 手 形	5	-	負債の部合計	589,791	578,447
そ の 他 資 産	1,544	1,360	(純 資 産 の 部)		
未 収 収 益	971	1,336	出 資 金	16,713	16,585
そ の 他 の 資 産	572	23	回 転 出 資 金	2,378	2,457
有 形 固 定 資 産	176	175	資 本 準 備 金	1	1
建 物	89	79	利 益 剰 余 金	20,367	19,370
土 地	63	63	利 益 準 備 金	10,540	10,140
その他有形固定資産	23	33	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,827	9,230
無 形 固 定 資 産	60	5	経営基盤安定化積立金	500	200
ソ フ ト ウ ェ ア	60	5	特 別 積 立 金	6,746	6,646
その他無形固定資産	0	0	当 期 未 処 分 剰 余 金	2,581	2,384
外 部 出 資	30,957	30,957	(うち当期剰余金)	1,972	1,902
系 統 出 資	30,672	30,672	会 員 資 本 合 計	39,459	38,414
系 統 外 出 資	275	275	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,266	△ 100
子 会 社 等 出 資	10	10	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,266	△ 100
繰 延 税 金 資 産	-	267	純 資 産 の 部 合 計	41,726	38,314
債 務 保 証 見 返	500	584			
貸 倒 引 当 金	△ 714	△ 674			
資産の部合計	631,518	616,761	負債及び純資産の部合計	631,518	616,761

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	平成 21 年度	平成 20 年度
	(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)	(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)
経 常 収 益	7,799	7,786
資 金 運 用 収 益	7,508	7,159
貸 出 金 利 息	1,476	924
預 け 金 利 息	995	1,439
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,427	2,297
そ の 他 受 入 利 息	2,609	2,497
(うち受取奨励金)	(2,556)	(2,029)
(うち受取特別配当金)	(-)	(383)
役 務 取 引 等 収 益	56	53
受 入 為 替 手 数 料	13	13
そ の 他 の 受 入 手 数 料	42	39
そ の 他 事 業 収 益	193	534
受 取 助 成 金	11	2
国 債 等 債 券 売 却 益	180	162
国 債 等 債 券 償 還 益	-	2
そ の 他 の 事 業 収 益	1	367
そ の 他 経 常 収 益	41	39
株 式 等 売 却 益	-	2
そ の 他 の 経 常 収 益	41	36
経 常 費 用	5,311	5,658
資 金 調 達 費 用	3,869	4,460
貯 金 利 息	1,395	2,039
譲 渡 性 貯 金 利 息	63	116
そ の 他 支 払 利 息	2,411	2,305
(うち支払奨励金)	(2,408)	(2,302)
役 務 取 引 等 費 用	6	6
支 払 為 替 手 数 料	2	2
そ の 他 の 支 払 手 数 料	2	2
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	1	1
そ の 他 事 業 費 用	106	42
支 払 助 成 金	62	0
国 債 等 債 券 売 却 損	-	11
国 債 等 債 券 償 還 損	43	29
経 常 費 用	1,127	1,104
そ の 他 経 常 費 用	201	44
貸 倒 引 当 金 繰 入	171	-
相 互 援 助 積 立 金 繰 入	23	23
貸 出 金 償 却	6	-
株 式 等 償 却	-	3
そ の 他 の 経 常 費 用	0	17
経 常 利 益	2,487	2,128
特 別 利 益	-	107
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	-	102
償 却 債 権 取 立 益	-	0
そ の 他 の 特 別 利 益	-	5
特 別 損 失	0	1
固 定 資 産 処 分 損	0	1
税 引 前 当 期 利 益	2,487	2,234
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	517	316
過 年 度 法 人 税 等 戻 入 額	△ 1	-
法 人 税 等 調 整 額	△ 1	15
当 期 剰 余 金	1,972	1,902
前 期 繰 越 剰 余 金	608	481
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,581	2,384

注 記 表

平成 21 年度 (自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)	平成 20 年度 (自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)
<p>1 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買目的の有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・子会社・子法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定） 及び関連法人等株式 ・その他有価証券 <p>時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>時価を把握することが極めて困難と認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原価法（売却原価は移動平均法により算定） <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。</p> <p style="margin-left: 20px;">建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は15年～50年であります。</p> <p style="margin-left: 20px;">動 産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年～20年であります。</p> <p>(4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(5) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「経理規程」及び「資産の償却・引当計上基準」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算出した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は税法基準を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査・検証しており、リスク管理委員会、理事会で協議した結果に基づき上記の引当を行っております。</p> <p>② 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>③ 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p> <p>(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。</p>	<p>1 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買目的の有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・子会社・子法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定） 及び関連法人等株式 ・その他有価証券 <p>時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。</p> <p style="margin-left: 20px;">建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は15年～50年です。</p> <p style="margin-left: 20px;">動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～20年です。</p> <p>(4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。</p> <p>(5) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「経理規程」及び「資産の評価及び償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算出した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は税法基準を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。</p> <p>すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査・検証しており、リスク管理委員会、理事会で協議した結果に基づき上記の引当を行っています。</p> <p>② 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>③ 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。</p> <p>(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p style="margin-left: 20px;">（会計方針の変更）</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、該当するリース資産はありません。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。</p>

平成 21 年度

(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

(8) 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」(農林水産省令第18号平成22年3月17日)により改正され、平成22年3月17日から施行されたことに伴い、貸借対照表における固定資産の表示について、有形固定資産、無形固定資産とも内訳表示しております。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は944百万円であります。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は127百万円であります。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	3百万円	8百万円	12百万円

(4) 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金16百万円を差し入れております。

- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は128百万円であります。
- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は307百万円であります。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(9) 貸出金のうち、破綻先債権額は201百万円、延滞債権額は725百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は927百万円であります。
なお、(9)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(13) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5百万円であります。

(14) 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は20,053百万円であります。

(15) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,818百万円が含まれております。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 4百万円
うち事業取引高 4百万円
うち事業取引以外の取引高 -1百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 107百万円
うち事業取引高 107百万円
うち事業取引以外の取引高 -1百万円

(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は130百万円であります。

平成 20 年度

(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は919百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は127百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	-1百万円	13百万円	13百万円

(4) 担保に供している資産は次のとおりです。
為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金16百万円を差し入れてあります。

- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は134百万円です。
- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は340百万円です。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(9) 貸出金のうち、破綻先債権額は142百万円、延滞債権額は799百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は942百万円です。
なお、(9)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(13) 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は15,254百万円であります。

(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,818百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 5百万円
うち事業取引高 5百万円
うち事業取引以外の取引高 -1百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 133百万円
うち事業取引高 133百万円
うち事業取引以外の取引高 -1百万円

(3) 貸出金償却は、ありません。

平成 21 年度

(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

平成 20 年度

(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)

4. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当会は、福井県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクマネジメント要項に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会において報告・協議を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

a 金利リスクの管理

当会では、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクマネジメント要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、余裕金運用会議において決定された投資方針に基づき、リスク管理委員会において運営状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に報告を行っております。

また、ALMIにより、管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会で協議を行っております。

b 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資産自己査定の実施結果として、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

③ 資産調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金運用会議を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達/バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(5) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず(7)に記載しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	351,588	351,423	△ 165
買入金銭債権			
満期保有目的	1,116	980	△ 135
その他目的	9,001	9,013	11
有価証券			
満期保有目的の債券	18,699	19,066	366
その他有価証券	161,046	161,046	-
貸出金			
貸倒引当金	△ 714		
貸倒引当金控除後	56,063	57,040	976
資産計	597,517	598,570	1,053
貯金	585,292	584,220	△ 1,072
負債計	585,292	584,220	△ 1,072

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、譲渡性貯金11,616百万円を含めております。

平成 21 年度

(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

平成 20 年度

(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)

(6) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

② 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(7) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資	30,957百万円
合計	30,957百万円

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(8) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	349,088 百万円	2,000 百万円	- 百万円	500 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的 有価証券に該 等しないもの	9,001	-	-	990	-	126
有価証券						
満期保有目的 の債券	-	3,099	3,600	6,000	6,000	-
その他有価証 券のうち満期 があるもの	25,378	27,333	30,643	29,358	29,967	17,337
貸出金	12,855	7,022	4,453	2,981	2,193	26,752
合計	396,323	39,456	38,697	39,830	38,160	44,216

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越8,481百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後付ローン13,818百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等518百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(9) 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以 内	4年超 5年以内	5年超
貯金	573,293 百万円	249 百万円	96 百万円	3 百万円	0 百万円	- 百万円
譲渡性貯金	11,616	-	-	-	-	-
合計	584,909	249	96	3	0	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

2. 貯金のうち、定期積金32百万円については含めておりません。

平成 21 年度

(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書（保有区分口）及び金銭債権信託の受益権証書（非保有区分口）、「外部出資勘定」中の株式、「その他の資産」中の株式が含まれております。以下 ③と同様であります。

① 売買目的有価証券

貸借対照表計上額 - 百万円
 当年度の損益に含まれた評価差額 - 百万円

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表		時価	差額
	計上額			
国債	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えるもの				
地方債	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-
金融債	16,600	16,971	371	
短期社債	-	-	-	-
社債	99	100	0	
外国証券	-	-	-	-
その他	126	126	0	
小計	16,825	17,197	371	
国債	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの				
地方債	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-
金融債	2,000	1,994	△ 5	
短期社債	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-
その他	990	854	△ 135	
小計	2,990	2,849	△ 141	
合計	19,816	20,047	230	

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種類	取得原価又は償却原価		貸借対照表計上額	評価差額
	償却原価			
株式	353	878	524	
債券				
取得原価又は償却原価を超えるもの				
国債	22,649	23,409	760	
地方債	3,417	3,549	131	
政府保証債	6,367	6,559	192	
金融債	69,797	71,063	1,265	
短期社債	-	-	-	-
社債	35,881	36,473	592	
外国証券	2,180	2,200	20	
受益証券	71	101	29	
その他	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
小計	140,719	144,236	3,516	
株式	51	48	△ 3	
債券				
取得原価又は償却原価を超えないもの				
国債	500	498	△ 2	
地方債	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-
金融債	6,200	6,186	△ 13	
短期社債	-	-	-	-
社債	3,701	3,604	△ 96	
外国証券	6,600	6,473	△ 127	
受益証券	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
小計	17,054	16,810	△ 243	
合計	157,773	161,046	3,272	

(注) 上記評価差額合計から繰延税金負債1,006百万円を差し引いた金額2,266百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債券	23,741	180	-
合計	23,741	180	-

平成 20 年度

(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)

4 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書（保有区分口）及び金銭債権信託の受益権証書（非保有区分口）、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式、「その他の資産」中の株式が含まれております。以下 ⑤まで同様です。

① 売買目的有価証券

貸借対照表計上額 - 百万円
 当年度の損益に含まれた評価差額 - 百万円

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表		時価	差額	うち益	うち損
	計上額					
国債	-	-	-	-	-	-
地方債	50	50	0	0	-	-
政府保証債	-	-	-	-	-	-
金融債	12,600	12,673	73	76	3	
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	599	584	△ 15	0	15	
外国証券	-	-	-	-	-	-
その他	4,244	4,196	△ 47	5	53	
合計	17,493	17,503	9	82	73	

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

③ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	取得原価又は償却原価		貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
	償却原価					
国債	45,905	46,776	871	871	-	
地方債	3,477	3,569	91	91	-	
政府保証債	6,366	6,518	152	152	-	
金融債	87,993	87,461	△ 531	284	815	
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	42,760	42,270	△ 489	182	672	
外国証券	14,543	13,976	△ 566	-	566	
株式	405	721	316	328	11	
受益証券	71	75	3	3	-	
合計	201,522	201,370	△ 151	1,913	2,065	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記評価差額に繰延税金資産51百万円を加えた金額 △100百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

4. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は、3百万円（うち、株式3百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
	13,575	165	11

(4) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容及び貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額	
	子会社等・子法人等株式及び関連法人等株式	
関連法人等株式		10百万円
その他有価証券		
非上場株式（店頭売買株式を除く）		17百万円

(5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	(単位：百万円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	64,603	120,506	20,121	655
国債	23,760	12,411	10,604	-
地方債	50	1,655	1,913	-
政府保証債	-	4,763	1,754	-
金融債	29,541	70,520	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	6,700	27,494	4,731	500
外国証券	4,550	3,660	1,117	155
その他	3,365	726	-	151
合計	67,969	121,233	20,121	807

平成 21 年度

(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく適格退職年金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っております。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△	821百万円
年金資産		380百万円
退職給付引当金	△	440百万円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	37百万円
臨時に支払った割増退職金	16百万円
退職給付費用	53百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示され平成22年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、123百万円となっております。

7 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	128百万円
賞与引当金超過額	13百万円
退職給付超過額	125百万円
相互援助積立金	375百万円
貸出金有税償却額	21百万円
有価証券有税償却額	18百万円
未払事業税	31百万円
減価償却超過額	37百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	764百万円
評価性引当額	△ 547百万円
繰延税金資産合計 (A)	217百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,006百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 1,006百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 788百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実行税率	31.0 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %
事業分量配当金	△ 11.5 %
住民税均等割等	0.2 %
評価性引当額の増減	0.9 %
その他	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.7 %

平成 20 年度

(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)

5 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく適格退職年金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っております。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△	847百万円
年金資産		386百万円
退職給付引当金	△	461百万円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	33百万円
臨時に支払った割増退職金	4百万円
退職給付費用の額	38百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっております。

また、存続組合より示され平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、124百万円となっております。

6 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	134百万円
賞与引当金超過額	12百万円
退職給付超過額	127百万円
相互援助積立金	369百万円
有価証券有税償却額	18百万円
未払事業税	19百万円
減価償却超過額	43百万円
その他有価証券評価差額金	51百万円
その他	18百万円
繰延税金資産小計	793百万円
評価性引当額	△ 526百万円
繰延税金資産合計 (A)	267百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (B)	- 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	267百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実行税率	31.0 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.8 %
事業分量配当金	△ 11.2 %
住民税均等割等	0.2 %
評価性引当額の増減	△ 3.7 %
その他	0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.9 %

法定実効税率については、平成20年10月1日以降開始する事業年度から適用される地方法人特別税を含めて算出しておりますが、当年度の繰延税金資産および法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	平成 21 年度	平成 20 年度
1. 当期未処分剰余金	2,581	2,384
計	2,581	2,384
2. 剰余金処分額	1,987	1,775
(1) 利益準備金	400	400
(2) 任意積立金	500	400
経営基盤安定化積立金	400	300
特別積立金	100	100
(3) 出資配当金	166	165
普通出資に対する配当金	166	165
(4) 事業分量配当金	920	810
3. 次期繰越剰余金	594	608

(注) 1. 出資金の配当率 年1.000%

2. 事業分量配当の分配基準は次のとおりです。

- ・ 平成 20 年度 定期貯金ネット平均残高に対し年 0.155%
- ・ 平成 21 年度 定期貯金ネット平均残高に対し年 0.170%

3. 任意積立金のうち、経営基盤安定化積立金は次のとおりです。

- (1) 積立目的 県下信用事業の経営基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えること。
- (2) 積立目標額 特別積立金の額までとする。
- (3) 積立基準 処分対象剰余金から利益剰余金、特別積立金、配当予定額を控除し、なお剰余があるとき積み立てることができる。
- (4) 取崩基準 経営管理委員会の承認を得て、積立目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
経常収益	7,799	7,786	7,511	6,479	5,805
経常利益	2,487	2,128	1,931	1,930	1,730
当期剰余金	1,972	1,902	1,559	1,669	1,454
出資金	16,713	16,585	16,427	16,243	16,027
出資口数	1,671,306	1,658,545	1,642,792	1,624,314	1,602,700
資本金額	-	-	-	-	35,519
純資産額	41,726	38,314	38,586	37,510	-
総資産額	631,518	616,761	621,752	603,583	609,813
貯金等残高	585,292	574,425	578,270	562,494	571,108
貸出金残高	56,777	52,191	51,040	53,706	52,661
有価証券残高	179,746	214,620	213,804	229,210	228,049
剰余金配当金額	1,087	975	881	1,053	975
普通出資配当額	166	165	163	161	159
事業分量配当額	920	810	717	892	815
職員数	73	73	70	70	71
単体自己資本比率(旧)	-	-	-	-	17.87
単体自己資本比率(新)	20.09	20.55	20.93	21.94	-

(注)

- 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」(農林水産省令第41号平成18年4月28日)により改正され、平成18年5月1日から施行されたことに伴い、従来の「資本の部」が平成18年度から「純資産の部」に改正されたことから、「資本金額」と「純資産額」を区分して記載しています。
- 自己資本比率算出基準が改正され、平成18年度より新基準(金融庁・農林水産省告示第2号農業協同組合等がその健全性を判断するための基準)に基づき算出しています。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	平成21年度	平成20年度	増減
資金運用収支	3,638	2,698	940
役務取引等収支	49	46	2
その他事業収支	86	492	△ 405
事業粗利益	3,775	3,237	537
事業粗利益率	0.64	0.54	0.10

(注)

- 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
- 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
- その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
- 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
- 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	平成 21 年度			平成 20 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	594,012	7,508	1.26	598,357	7,159	1.20
うち預け金	346,231	3,552	1.03	335,461	3,853	1.15
うち有価証券	184,197	2,427	1.32	202,510	2,297	1.13
うち貸出金	55,763	1,476	2.65	52,933	924	1.75
資金調達勘定	583,884	3,869	0.66	577,960	4,460	0.77
うち貯金・定積	568,296	3,804	0.67	562,839	4,341	0.77
うち譲渡性貯金	15,496	63	0.41	15,013	116	0.77
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや			0.40			0.24

(注)

- 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）×100
- 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
- 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
- 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	平成 21 年度増減額	平成 20 年度増減額
受取利息	349	131
うち預け金	△ 301	279
うち有価証券	129	△ 175
うち貸出金	551	△ 26
支払利息	△ 590	333
うち貯金・定積	△ 536	295
うち譲渡性貯金	△ 53	38
うち借入金	-	-
差し引き	△ 240	△ 201

(注)

- 増減額は前年度対比です。
- 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれております。
- 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれております。
- 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円，%)

種 類	平成 21 年度		平成 20 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流 動 性 貯 金	12,082	2.1	10,866	1.9	1,215
定 期 性 貯 金	556,120	95.3	551,873	95.5	4,247
そ の 他 の 貯 金	94	0.0	99	0.0	△ 5
計	568,296	97.4	562,839	97.4	5,457
譲 渡 性 貯 金	15,496	2.6	15,013	2.6	483
合 計	583,793	100.0	577,852	100.0	5,940

(注)

1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

(単位：百万円，%)

種 類	平成 21 年度		平成 20 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定 期 貯 金	559,702	100.0	552,643	100.0	7,058
うち固定金利定期	559,702	100.0	552,643	100.0	7,058
うち変動金利定期	0	0.0	0	0.0	0

(注)

1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成 21 年度	平成 20 年度	増 減
手 形 貸 付	856	452	403
証 書 貸 付	32,693	29,330	3,362
当 座 貸 越	8,385	7,758	626
金 融 機 関 貸 付	13,818	15,391	△ 1,573
割 引 手 形	10	-	10
合 計	55,763	52,933	2,830

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	平成 21 年度		平成 20 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固 定 金 利 貸 出	30,821	54.3	27,996	53.6	2,825
変 動 金 利 貸 出	25,951	45.7	24,195	46.4	1,756
合 計	56,772	100.0	52,191	100.0	4,581

貸出金及び債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成 21 年度		平成 20 年度		増 減	
	貸 出 金	債務保証見返	貸 出 金	債務保証見返	貸 出 金	債務保証見返
貯金・定期積金等	79	-	88	-	△ 9	-
有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-	-	-
不 動 産	3,526	-	3,155	-	371	-
そ の 他 担 保 物	1,537	-	1,350	-	187	-
小 計	5,143	-	4,594	-	549	-
農業信用基金協会保証	261	-	324	-	△ 63	-
そ の 他 保 証	11,928	500	10,250	584	1,678	△ 84
小 計	12,189	500	10,574	584	1,615	△ 84
信 用	39,444	-	37,022	-	2,422	-
合 計	56,777	500	52,191	584	4,586	△ 84

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	平成 21 年度		平成 20 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設 備 資 金	4,468	7.9	4,354	8.3	114
運 転 資 金	52,309	92.1	47,836	91.7	4,473
合 計	56,777	100.0	52,191	100.0	4,586

元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円，%)

種 類	平成 21 年度		平成 20 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 業	137	0.2	143	0.3	△ 6
林 業	37	0.1	51	0.1	△ 14
水 産 業	-	-	-	-	-
製 造 業	1,203	2.1	469	0.9	734
鉱 業	-	-	-	-	-
建 設 業	1,473	2.6	368	0.7	1,105
電気・ガス・熱供給・水道業	9,000	15.9	10,000	19.2	△ 1,000
運 輸 ・ 通 信 業	461	0.8	179	0.3	282
卸売・小売業・飲食店	995	1.7	445	0.8	550
金 融 ・ 保 険 業	14,818	26.1	15,066	28.9	△ 248
不 動 産 業	4,912	8.7	3,959	7.6	953
サ ー ビ ス 業	12,044	21.2	11,720	22.4	324
地 方 公 共 団 体	10,010	17.6	8,340	16.0	1,670
そ の 他	1,683	3.0	1,448	2.8	235
合 計	56,777	100.0	52,191	100.0	4,586

(注)

林業には森林組合連合会への貸出金を含みます。

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成20年度	増 減
農 業	135		
穀 作	5	-	-
野 菜 ・ 園 芸	15	-	-
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	9	-	-
養 鶏 ・ 養 卵	104	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 の 農 業	-	-	-
農 業 関 連 団 体 等	6,863	-	-
合 計	6,998	-	-

(注)

1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

(1) 貸出金

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成20年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	6,822	-	-
農 業 制 度 資 金	176	-	-
農 業 近 代 化 資 金	176	-	-
そ の 他 制 度 資 金	-	-	-
合 計	6,998	-	-

(注)

1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(2) 受託貸付金

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成20年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	2,710	-	-
そ の 他	4	-	-
合 計	2,715	-	-

(注)

日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成20年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	201	142	58
延 滞 債 権 額	725	799	△ 73
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 額	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	-	-	-
合 計	927	942	△ 14

(注)

1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。
3. 3か月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	平成21年度					平成20年度				
	債権額	保 全 額				債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	850	150	191	508	850	850	177	194	478	850
危険債権	77	49	17	10	77	119	75	27	16	119
要管理債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	927	199	208	518	927	970	252	222	494	970
正常債権	56,424					51,895				
合計	57,352					52,865				

(注)

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- ② 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- ③ 要管理債権
3か月以上延滞債権で上記①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
- ④ 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成21年度					平成20年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	179	195	-	179	195	176	179	-	176	179
個別貸倒引当金	494	519	130	363	519	600	494	-	600	494
合計	674	714	130	543	714	776	674	-	776	674

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成21年度	平成20年度
貸出金償却額	137	-

(注)

貸出金償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺した金額を含めて表示しています。

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成 21 年度	平成 20 年度	増	減
国 債	22,857	27,248	△	4,391
地 方 債	3,443	3,861	△	418
政 府 保 証 債	6,366	6,365		1
金 融 債	98,874	106,456	△	7,581
短 期 社 債	-	-		-
社 債	42,207	40,971		1,236
外 国 証 券	9,969	17,051	△	7,082
株 式	406	409	△	3
受 益 証 券	71	145	△	73
合 計	184,197	202,510	△	18,312

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合 計
平成21年度								
国 債	3,010	6,442	6,266	6,338	1,850	-	-	23,907
地 方 債	508	144	2,021	875	-	-	-	3,549
政 府 保 証 債	353	3,299	2,068	837	-	-	-	6,559
金 融 債	13,760	34,859	47,230	-	-	-	-	95,849
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	5,705	16,962	10,759	2,600	3,953	-	196	40,178
外 国 証 券	2,040	2,969	2,979	-	600	84	-	8,674
株 式	-	-	-	-	-	-	926	926
受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	101	101
平成20年度								
国 債	23,760	5,522	6,889	9,456	1,147	-	-	46,776
地 方 債	50	502	1,153	1,599	314	-	-	3,619
政 府 保 証 債	-	2,409	2,354	1,543	211	-	-	6,518
金 融 債	29,541	28,182	42,338	-	-	-	-	100,061
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	6,700	14,678	12,815	3,267	1,464	500	3,443	42,870
外 国 証 券	4,550	2,352	1,308	537	579	155	4,493	13,976
株 式	-	-	-	-	-	-	721	721
受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	75	75

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券の時価情報等

1. 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成21年度			平成20年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	-	-	-	-	-	-
満 期 保 有 目 的	18,699	19,066	366	13,249	13,307	57
そ の 他	157,773	161,046	3,272	201,522	201,370	△ 151
合 計	176,473	180,113	3,639	214,772	214,677	△ 94

(注)

1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

2. 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

3. デリバティブ取引等

(1) 金融先物取引等

該当する取引はありません。

(2) 金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(3) 有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(4) 証券先物取引等

該当する取引はありません。

経営諸指標

利 益 率

(単位：%)

項 目	平成 21 年度	平成 20 年度	増 減
総資産経常利益率	0.40	0.34	0.06
純資産経常利益率	6.44	5.60	0.84
総資産当期純利益率	0.32	0.31	0.01
純資産当期純利益率	5.11	5.00	0.11

(注)

1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯 貸 率 ・ 貯 証 率

(単位：%)

区 分		平成 21 年度	平成 20 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	9.70	9.09	0.61
	期 中 平 均	9.55	9.16	0.39
貯 証 率	期 末	30.71	37.36	△ 6.65
	期 中 平 均	31.55	35.05	△ 3.50

(注)

1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／（貯金残高＋譲渡性貯金残高）×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／（貯金平均残高＋譲渡性貯金平均残高）×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／（貯金残高＋譲渡性貯金残高）×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／（貯金平均残高＋譲渡性貯金平均残高）×100

自己資本の充実の状況

自 己 資 本 の 状 況

1. 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増強に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成 22 年 3 月末における単体自己資本比率は 20.09%となりました。

2. 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資並びに回転出資金により調達しております。

- 普通出資による資本調達額 16,817 百万円（前年度 16,713 百万円）
- 回転出資金による資本調達額 2,292 百万円（前年度 2,378 百万円）

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

3. 自己資本の構成

(単位：百万円, %)

項 目	当期末	前期末	項 目	当期末	前期末
出 資 金	16,817	16,713	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
うち 後 配 出 資 金	-	-			
回 転 出 資 金	2,292	2,378	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-	-
再 評 価 積 立 金	-	-	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	-	-
資 本 準 備 金	1	1			
利 益 準 備 金	10,940	10,540			
経営基盤安定化積立金	900	500	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
特 別 積 立 金	6,846	6,746			
次 期 繰 越 剰 余 金	594	608			
処 分 未 済 持 分	-	-			
その他有価証券の評価差損	-	-	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	199	430
営 業 権 相 当 額	-	-			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	-	-			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-	控 除 項 目 不 算 入 額	-	-
			控 除 項 目 計 (D)	199	430
基 本 的 項 目 (A)	38,391	37,486	自己資本額(C-D) (E)	39,418	38,217
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-	資産(オン・バランス)項目	187,855	177,742
一 般 貸 倒 引 当 金	195	179	オフ・バランス取引等項目	1,998	1,974
相 互 援 助 積 立 金	1,210	1,191	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,292	6,186
負債性資本調達手段等	-	-			
負債性資本調達手段	-	-	リスク・アセット等計(F)	196,146	185,903
期限付劣後債務	-	-			
補完的項目不算入額	△ 180	△ 209			
補 完 的 項 目 (B)	1,225	1,161	T i e r 1 比 率 (A / F)	19.57	20.16
自己資本総額(A+B) (C)	39,617	38,648	自己資本比率 (E / F)	20.09	20.55

(注)

- 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。
- 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農水省告示第22号。以下「特例告示」という。）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

4. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成 21 年度			平成 20 年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	23,199	-	-	45,990	-	-
我が国の地方公共団体向け	14,019	-	-	12,414	-	-
地方公共団体金融機構及び我が 国の政府関係機関向け	9,597	322	12	11,004	463	18
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	489,446	119,985	4,799	461,588	117,275	4,691
法人等向け	63,518	34,299	1,371	55,072	27,864	1,114
中小企業等向け及び 個人向け	289	201	8	215	158	6
抵当権付住宅ローン	122	35	1	145	42	1
不動産取得等事業向け	1,697	1,629	65	1,006	937	37
三月以上延滞等	384	52	2	550	70	2
信用保証協会等及び株式会社 産業再生機構による保証付 出資等	648	64	2	698	69	2
複数の資産を裏付とする資 産(所謂「ファンド」のうち、 個々の資産の把握が困難な 資産)	73	71	2	76	71	2
証券化	1,408	1,257	50	2,165	560	22
上記以外	1,378	574	22	1,410	850	34
エクスポージャー別計	637,144	189,854	7,594	623,689	179,715	7,188
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	6,292	251	6,186	247		
所要自己資本額	リスク・アセット(分母)合計 A	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	196,146	7,845	185,903	7,436		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

1. リスク管理の方針及び手続の概要

- (1) 当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測を行い、報告するため、『自己資本比率算出規程』『自己資本比率算出事務手続』を制定しております。関連諸規程では、信用リスク量を算出するためのプロセス、算出に係る手続きを定めており、統一的な手法によるリスク量算出を行っています。なお、算出プロセス・計量化したリスク量などは経営管理委員会及び理事会並びにリスク管理委員会へ報告し協議しております。
- (2) 当会における貸倒引当金・貸出金償却の計上は、「資産の償却・引当計上基準」「自己査定規程」等に基づき行っております。具体的には各フロント部署で資産精査・一次査定を実施し、二次査定部署で内容検証・二次査定を行い、内部監査部署において精査・検証した結果に基づき、経営管理部署が償却・引当額を算出しております。算出した償却・引当額はリスク管理委員会で協議したうえで、理事会へ付議し金額を確定させ経営管理委員会へ報告し決算に反映させております。
- (3) 当会では平成 20 年度以降、リスクの定義とマネジメントについてより明確に位置づけるため、「リスクマネジメント基本方針」及び各種リスクマネジメント要項を策定し、リスク管理の高度化に努めております。

2. 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (1) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S & P)

- (2) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する、エクスポージャーごとの適格格付機関の格付、又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行 金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー 法人等向けエクスポージャー(長期・短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P	

(注)

「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

3. 信用リスクに関するエクスポージャー残高

(1) 地域別、業種別、残存期間別及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位：百万円)

		平成21年度					平成20年度				
		信用リスクに関するエクスポージャー	うち			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャー	うち			三月以上延滞エクスポージャー
			貸出金等	債券	店頭デリバティブ			貸出金等	債券	店頭デリバティブ	
国	内	626,650	65,976	167,133	-	384	607,664	61,458	197,552	-	426
国	外	9,085	-	8,585	-	-	13,860	-	13,860	-	-
地域別残高計		635,735	65,976	175,718	-	384	621,524	61,458	211,413	-	426
法人	農業	252	252	-	-	-	222	222	-	-	-
	林業	37	37	-	-	-	51	51	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	15,303	1,203	7,377	-	-	7,924	469	6,241	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	6,026	5,920	100	-	119	4,943	3,835	100	-	129
	電気・ガス・熱供給・水道業	16,383	9,012	7,250	-	-	17,679	10,014	7,545	-	-
	運輸・通信業	5,831	461	4,332	-	-	6,839	179	6,628	-	-
	金融・保険業	501,977	23,445	124,948	-	-	472,687	23,666	135,736	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	15,138	12,918	1,699	-	-	14,664	12,146	1,495	-	19
	日本国政府・地方公共団体	37,768	11,143	26,624	-	-	58,759	9,232	49,526	-	-
	その他	3,383	-	3,383	-	-	4,138	-	4,138	-	-
	個人	1,581	1,581	-	-	265	1,640	1,640	-	-	277
その他	32,051	-	-	-	-	31,973	-	-	-	-	
業種別残高計		635,735	65,976	175,718	-	384	621,524	61,458	211,413	-	426
1年以下	404,091	19,961	25,100	-	-	396,256	18,201	64,277	-	-	
1年超3年以下	74,963	9,167	63,792	-	-	61,813	6,677	53,131	-	-	
3年超5年以下	75,492	4,807	70,183	-	-	71,656	5,036	66,118	-	-	
5年超7年以下	17,101	6,767	10,333	-	-	22,178	5,711	16,467	-	-	
7年超10年以下	28,222	21,913	6,308	-	-	12,321	8,680	3,641	-	-	
10年超	2,687	2,687	-	-	-	16,440	16,440	-	-	-	
期限の定めのないもの	33,177	671	-	-	-	40,857	710	7,776	-	-	
残存期間別残高計		635,735	65,976	175,718	-	-	621,524	61,458	211,413	-	-

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーを含んでいます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

① 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成21年度					平成20年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	179	195	-	179	195	176	179	-	176	179
個別貸倒引当金	494	519	130	363	519	600	494	-	600	494

② 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成21年度							平成20年度						
	個別貸倒引当金						貸出金償却	個別貸倒引当金						貸出金償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高		期中増加額	期中減少額		期末残高			
		目的使用	その他				目的使用	その他						
国内	494	519	130	363	519	-	600	494	-	600	494	-		
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	494	519	130	363	519	-	600	494	-	600	494	-		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	0	0	-	0	0	-	198	0	-	198	0	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	73	262	-	73	262	-	99	73	-	99	73	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	123	-	123	-	-	123	-	123	-	-	123	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	49	10	6	43	10	12	34	49	-	34	49	-	
日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
個人	247	245	1	246	245	1	267	247	-	267	247	-		
合計	494	519	130	363	519	137	600	494	-	600	494	-		

(注)

一般貸倒引当金については、業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		平成21年度			平成20年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	46,278	46,278	-	66,861	66,861
	10%	-	3,910	3,910	-	5,370	5,370
	20%	23,145	461,476	484,621	25,673	429,963	455,636
	35%	-	92	92	-	112	112
	50%	17,886	387	18,274	11,095	411	11,506
	75%	-	266	266	-	209	209
	100%	3,864	78,427	82,291	2,601	79,227	81,828
	150%	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-	-	-	
合計	44,896	590,839	635,735	39,370	582,154	621,524	

(注)

「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

信用リスク削減手法に関する事項

1. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。なお、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

ア 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引については、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

イ 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ウ 貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

エ 担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成 21 年度			平成 20 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構及び我が 国の政府関係機関向け	-	6,372	-	-	6,371	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	814	-	8	880	-
中小企業向け及び個人向け	5	2	-	1	3	-
抵当権付住宅ローン	-	29	-	-	32	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	7	-	-	7	-
合 計	5	7,227	-	9	7,295	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

1. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
当該取引については当会の事業の範囲に含まれないため、リスク管理に関する方針及び手続は定めておりません。
2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳
該当する取引はありません。
3. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。
4. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要
「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
なお、当会では証券化エクスポージャーの取得にあたり、格付機関のレポート（原資産のポートフォリオ、商品ストラクチャー）並びに付与された格付けを参考にしております。
2. 信用リスク・アセットの額算出方法の名称
証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。
3. 証券化取引に関する会計方針
証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。なお、当会がオリジネーターになるような取引は行っていないため、具体的な会計方針は定めておりません。
4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシス(S & P)

5. 当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

6. 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 20 年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	219	307
自動車ローン	-	-
その他	1,389	2,288
合計	1,608	2,596

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	平成 21 年度		平成 20 年度	
	残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
リスク・ウェイト 20%	673	5	1,739	13
リスク・ウェイト 50%	348	6	425	8
リスク・ウェイト 100%	162	6	-	-
リスク・ウェイト 350%	224	31	-	-
その他のリスクウェイト	-	-	-	-
自己資本控除	199	199	430	430
合計	1,608	250	2,596	453

(注)

「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

(3) 自己資本比率告示第 223 条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 20 年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
その他	199	430
合計	199	430

(注)

自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

(4) 自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当社では以下によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(1) オペレーショナル・リスクの総合的な管理

各種オペレーショナル・リスクの定義とマネジメントについては「オペレーショナル・リスクマネジメント要項」に規定し、粗利益を基にしたリスク量の測定結果や、各部署で作成する「リスク管理チェックリスト」の点検結果をリスク管理委員会で報告しております。また、以下の各リスクについては、各種マニュアル等を制定し対応しております。

(2) 事務リスク管理

役職員による不祥事又は当会の信用を著しく損なうような行動等が発生しないよう、平成 21 年度コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス管理を実施し、不祥事防止のための取組みを行っております。具体的には「不祥事未然防止のためのチェックリスト」「職員行動チェックリスト」を各部署において年 4 回点検しリスク管理統括部署へ報告するとともに、内部勉強会の実施によりスキルアップ等を行っております。

(3) システムリスク管理

当会の業務遂行上必要不可欠なシステム・外部インフラ等が障害・誤作動を起こすことにより発生する各種リスク（システムリスク・風評リスク・信用リスク等）については、コンティンジェンシープラン（リスクの把握及び対応策並びに管理体制を定めたマニュアル）を策定し対応しております。また、自然災害等により被るリスクについては、危機管理マニュアルを策定し対応しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近 3 年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資等エクスポージャーに関する事項

1. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理手続き等については、前述「信用リスクに関する事項」に記載されている内容に準じ対応しております。具体的には外部出資先の経営状況等、並びに時価評価による含み損益に基づく自己査定を実施しております。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成 21 年度		平成 20 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	926	926	721	721
非上場	30,957	30,957	30,957	30,957
合計	31,883	31,883	31,679	31,679

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成 21 年度			平成 20 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	2	-	3

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

平成 21 年度		平成 20 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
524	3	328	11

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）
該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、金利リスクに為替や株式等の価値変動によるリスクも含めて『市場リスクマネジメント要項』で市場リスクと定義付け、市場リスク量を毎月測定しリスク管理委員会に報告しています。

なお、市場リスク量の算定方法は次の通りです。

2. 金利リスクの算定方法の概要

当会では、平成 20 年度から分散共分散法による V a R（バリュー・アット・リスク）で測定した市場リスク量を内部管理に使用しています。

V a Rとは、現在のポートフォリオ（資産等）を一定期間保有した場合に、最大損失額がどの程度になるかを過去の市場変動等から統計的に算出する方法です。

当会の組織

会 員 数

区 分	平成22年3月末	平成21年3月末
正 会 員	17	17
准 会 員	4	4
合 計	21	21

役 員

平成22年7月31日現在

役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	山 田 俊 臣
経営管理委員会副会長	村 上 一 司
経営管理委員	西 川 文 人
〃	堀 勝 實
〃	高 橋 隆 夫
〃	富 田 隆
〃	田 波 俊 明
〃	竹 内 幸 雄
〃	松 田 千 鶴 子
〃	大 藤 真 須 美

役 職 名	常勤・非常勤の別	氏 名
代表理事理事長	常 勤	北 川 雅 己
代表理事常務理事	常 勤	水 上 幸 雄
常 務 理 事	常 勤	縦 山 一 郎

役 職 名	常勤・非常勤の別	氏 名
代 表 監 事	非 常 勤	前 田 重 一
常 勤 監 事 (員 外)	常 勤	西 島 正 直
監 事	非 常 勤	吉 田 善 久

職 員 数

(単位：人)

区 分	平成22年3月末	平成21年3月末
男 子 職 員	55	53
女 子 職 員	16	18
嘱 託 ・ 常 備 人	2	2
合 計	73	73

JAバンク福井県信連は協同組織の金融機関です

個人・団体

組合員・地域の方々

福井県14JA（農業協同組合）



福井市、福井市南部、吉田郡
 花咲ふくい、春江
 テラル越前
 福井丹南、福井池田町
 越前丹生
 越前たけふ
 敦賀市、三方五湖、若狭美浜町
 若狭

市町段階

JAバンクシステム

信用

共済

経済

厚生

指導

県段階

JAバンク福井県信連
 (信用農業協同組合連合会)
 (JAバンク県本部)

福井県本部
 (全国共済農業協同組合連合会)

JA共済連

JA福井県経済連
 (経済農業協同組合連合会)

JA全農
 (全国農業協同組合連合会)

JA福井県厚生連
 (厚生農業協同組合連合会)

JA全厚生連
 (全国厚生農業協同組合連合会)

JA福井県中央会
 (農業協同組合中央会)

JA全中
 (全国農業協同組合中央会)

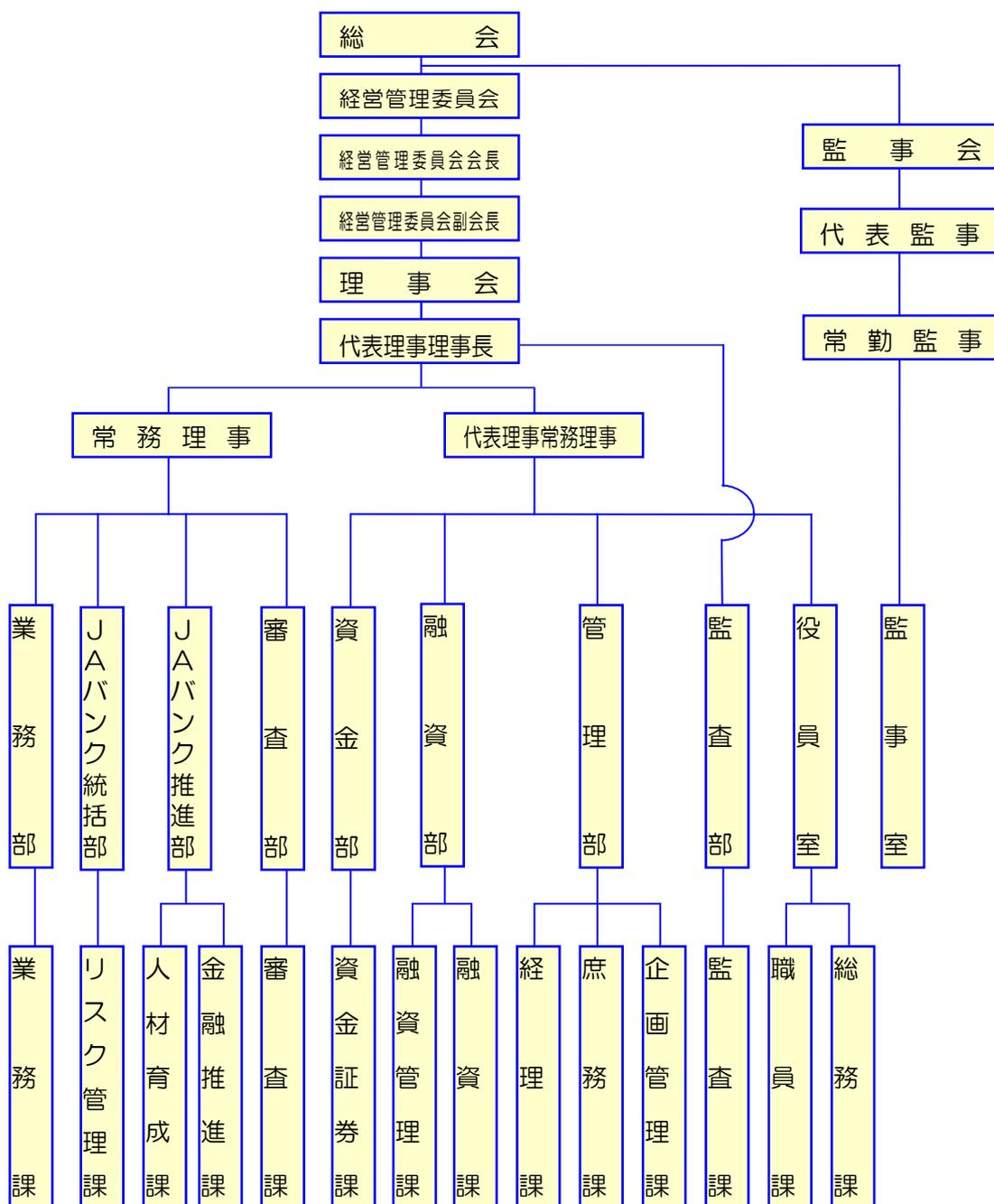
全国段階

農林中央金庫
 (JAバンク中央本部)

全国本部

福井県信用農業協同組合連合会組織機構図

平成 22 年 7 月 31 日現在



○電 話○		各課共通 0776-27-	
監 査	8245	企 画 管 理	8232
経 理	8235	審 査	8234
人 材 育 成	8236	リ ス ク 管 理	8238
融 資 管 理	8240	資 金 証 券	8241
		庶 務	8230
		金 融 推 進	8237
		融 資	8239
		業 務	8243

店 舗 一 覧

店 舗 名	所 在 地	代 表 電 話 番 号
本 所	福井市大手3丁目2番18号	0776-27-8230

自動化機器の設置状況

(平成22年7月31日現在)

区 分		店 舗 内	店 舗 外
J Aが設置している自動化機器	C D	—	2 2
	A T M	6 1	6 0
当会が設置している自動化機器	C D	—	2
	A T M	2	1

(注)

C D (現金自動支払機)、A T M (現金自動預払機)

■ ■ ■ 当会が設置している自動化機器の設置場所 ■ ■ ■

設 置 場 所	機 種	土 曜 稼 動	日 曜 祝 日 稼 動
J A バンク 福 井 県 信 連 本 所 ・ 正 面 玄 関	A T M		
J A バンク 福 井 県 信 連 本 所 ・ 会 館 東 側	A T M	○	○
J A 福 井 県 経 済 連 総 合 施 設 セ ン タ ー	A T M		
◎ J R 福 井 駅 (プ リ ズ ム 福 井 内)	C D	○	○
◎ 福 井 県 立 病 院	C D	○	

◎…共同出張所(他金融機関と共同で運用)

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

JAバンク福井県信連の沿革・あゆみ

◇ 昭 和 ◇

- 23. 8 福井県信用農業協同組合連合会創立
- 24. 9 農林中央金庫業務代理開始
- 29. 4 農林漁業金融公庫業務受託開始
- 35.10 当会貯金100億円達成
- 38. 4 住宅金融公庫業務受託開始
- 41. 7 内国為替業務取扱い開始
- 42.12 福井電子計算センター（共同出資による株式会社）設立
- 46. 7 貯金保険機構発足
- 49. 4 (株)くみあい電算センター発足
- 50. 3 事務センター完成、オンラインシステム開始
 - 7 国庫金取扱い開始
- 51.11 当会貯金1,000億円達成
- 53.12 福井県農協手形交換制度発足、メール業務開始
- 54. 2 全銀データ通信システム加盟
 - 4 福井県農協系統為替オンライン開始
- 55. 6 福井県下農協間オンラインネットサービス開始
 - 10 CD・ATM稼働
- 57. 4 新農業会館竣工
- 58. 4 協同カード取扱い開始
- 61. 4 系統メール開始
 - 9 組織機構改革により出張所廃止
- 63. 4 オンライン日計会計システム稼働

◇ 平 成 ◇

- 2. 7 都市銀行、地方銀行等との業態間オンライン現金自動支払機提携開始(MICS) (3年2月には第2地銀との提携開始)
- 3. 9 当会貯金5,000億円達成
- 4. 1 農業協同組合のマーク、愛称に「JA」の使用開始
- 6.10 国債窓口販売業務取扱い開始
- 8. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
 - 1月 坂井地区5JA「JA花咲ふくい」
 - 南条地区4JA「JA越前たけふ」
 - 3月 若狭地区5JA「JAわかさ」
 - 4月 高志地区2JA「JA福井市」
- 10. 4 日銀歳入金受入事務開始
 - 7 福井県JAバンク推進大会開催(JAバンクのロゴ使用開始)
- 11. 4 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
 - 4月 奥越地区4JA「JAテラル越前」
- 7 系統投資信託窓口販売業務開始
- 7 嶺南地区JAが福井手形交換所に加盟
- 12. 5 郵便貯金とのCD・ATM相互接続開始
- 13. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
 - 1月 丹生地区6JA「JA越前丹生」
- 10 日銀歳入復代理店業務開始
- 12 JAネットバンク（インターネットバンキング）開始
- 14. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
 - 1月 今立地区2JA「JAたんなん」
- 15. 3 JASTEMシステムへ移行
- 16. 1 マルチペイメントネットワークによる収納サービス開始
- 17. 3 決済用貯金取扱い開始
- 18. 4 JAFBサービス（ファームバンキング）開始
- 19. 5 生体認証サービス開始
- 21. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
 - 1月 高志地区2JA「JA福井市」

主な手数料一覧表 (平成22年7月31日現在)

内国為替の取扱手数料

区 分			系統金融機関あて	系統外金融機関あて
振込手数料 (1件につき)	電 信 扱 い 文書扱い(付帯あり)	3万円未満	315円	630円
		3万円以上	525円	840円
	A T M 利 用 I B ・ F B 利 用	3万円未満	210円	420円
		3万円以上	315円	630円
	文書扱い(付帯なし) 文書扱い(自動振込)	3万円未満	210円	525円
		3万円以上	420円	735円
送金手数料 (1件につき)			420円	630円
代金取立手数料 (1通につき)	県内 J A あて	県外 J A ・ 他金融機関あて		
		(至急扱い)	(普通扱い)	
	420円	840円	630円	

その他の諸手数料

店 内 振 込 手 数 料	窓 口 扱	3万円未満	210円
		3万円以上	420円
	A T M ・ I B ・ F B	無 料	
残高証明書発行手数料(継続発行)	1 通 に つ き	315円	
自己宛小切手発行手数料	1 件 に つ き	525円	
通帳・証書再発行手数料	1 件 に つ き	1,050円	
キャッシュカード再発行手数料	1 件 に つ き	1,050円	
国債口座管理手数料	1 口 座 に つ き	105円/月	

(注)

ネットバンキングを『IB』、ファームバンキングを『FB』と略記載しております。

連結の状況

グループの概況

JAバンク福井県信連

(株)くみあい電算センター

電子計算機並びに諸機械による
系統農協受託代行業務を行っている。

子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名称	事業の内容	主たる事務所の所在地	設立年月日	資本金	当会の議決権比率	当会及び他の子会社等の議決権比率
(株)くみあい電算センター	電子計算機並びに諸機械による系統農協受託代行業務	福井市高木中央2丁目4201番地	昭和49年4月3日	25	39.68	39.68

連結事業概況（平成21年度）

<事業の概要>

平成21年度の当会の連結決算は、(株)くみあい電算センターに対して持分法を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常収益7,807百万円、連結当期剰余金1,980百万円、連結純資産41,959百万円、連結総資産631,751百万円で、連結自己資本比率は20.19%となりました。

<連結関連法人の事業概況>

関連会社の(株)くみあい電算センターでは、平成23年1月に稼働するJASTEM次期システムへの移行作業を最重要課題として、「JASTEM移行基本計画書」に沿った作業を進めてまいりました。また、県域システムでは、総合ポイントカードにAコープマーケットでのポイント付与に向けた機能追加の対応、電子帳票システムおよびイントラネットシステムの更改に向けた対応なども進めてまいりました。

一方、情報セキュリティ対策につきましては、プライバシーマークの認証の継続を行うとともに新たにISMS（ISO27001）認証を取得し、安全かつ安心のサービス品質向上に努めました。

最近5年間の連結ベースの主要な経営指標

(単位：百万円，%)

	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
連結経常収益	7,807	7,814	7,516	6,485	5,811
連結経常利益	2,495	2,155	1,936	1,936	1,736
連結当期剰余金	1,980	1,930	1,565	1,675	1,460
連結純資産額	41,959	38,539	38,784	37,702	35,705
連結総資産額	631,751	616,987	621,950	603,775	609,999
連結自己資本比率(新)	20.19	20.65	21.02	22.03	-
連結自己資本比率(旧)	-	-	-	-	17.95

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成20年度 (平成21年3月31日)	科 目	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成20年度 (平成21年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	763	469	貯 金	573,675	567,369
預 け 金	351,588	312,560	譲 渡 性 貯 金	11,616	7,056
買入金銭債権	10,118	4,244	代理業務勘定	76	73
有価証券	179,746	214,620	その他負債	1,444	1,675
貸 出 金	56,777	52,191	諸 引 当 金	1,688	1,688
その他資産	1,544	1,360	繰延税金負債	788	-
固定資産	236	180	債 務 保 証	500	584
外部出資	31,190	31,182	負債の部合計	589,791	578,447
繰延税金資産	-	267	(純資産の部)		
債務保証見返	500	584	出 資 金	19,091	19,042
貸倒引当金	△ 714	△ 674	資 本 準 備 金	1	1
			利 益 剰 余 金	20,600	19,596
			会員資本合計	39,692	38,639
			その他有価証券評価差額金	2,266	△ 100
			評価・換算差額等合計	2,266	△ 100
			純資産の部合計	41,959	38,539
資産の部	631,751	616,987	負債及び純資産の部合計	631,751	616,987

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 21 年度 (平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)	平成 20 年度 (平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)
経 常 収 益	7,807	7,814
資 金 運 用 収 益	7,508	7,159
役 務 取 引 等 収 益	56	53
そ の 他 事 業 収 益	193	534
そ の 他 経 常 収 益	49	66
経 常 費 用	5,311	5,658
資 金 調 達 費 用	3,869	4,460
役 務 取 引 等 費 用	6	6
そ の 他 事 業 費 用	106	42
経 費	1,127	1,104
そ の 他 経 常 費 用	201	44
経 常 利 益	2,495	2,155
特 別 利 益	-	107
特 別 損 失	0	1
税 引 前 当 期 利 益	2,494	2,262
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	515	316
法 人 税 等 調 整 額	△ 1	15
少 数 株 主 持 分	-	-
当 期 剰 余 金	1,980	1,930

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	平成21年度	平成20年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
1 連 結 剰 余 金 期 首 残 高	1	1
2 連 結 剰 余 金 増 加 高	-	-
3 連 結 剰 余 金 減 少 高	-	-
4 連 結 剰 余 金 期 末 残 高	1	1
(利 益 剰 余 金 の 部)		
1 利 益 剰 余 金 期 首 残 高	19,596	18,547
2 利 益 剰 余 金 増 加 高	1,980	1,930
当 期 剰 余 金	1,980	1,930
3 利 益 剰 余 金 減 少 高	975	881
配 当 金	975	881
4 利 益 剰 余 金 期 末 残 高	20,600	19,596

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益	2,494
減価償却費	38
貸倒引当金の増加額	40
退職給付引当金の増加額	△ 21
その他の引当金・積立金の増加額	21
持分法による投資損益(△)	△ 7
資金運用収益	△ 7,508
資金調達費用	3,869
有価証券関係損益(△)	△ 175
外部出資関係損益(△)	-
固定資産処分損益(△)	0
貸出金の純増減(△)	△ 4,586
預け金の純増減(△)	△ 4,000
貯金の純増減(△)	10,866
コールローン等の純増(△)減額	△ 5,874
事業分量配当金の支払額	△ 810
その他	△ 558
資金運用による収入	7,876
資金調達による支出	△ 4,368
小計	△ 2,702
法人税等の支払額	△ 238
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,940
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 38,455
有価証券の売却による収入	23,741
有価証券の償還による収入	53,187
固定資産の取得による支出	△ 94
固定資産の処分による収入	-
外部出資の増加による支出	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	38,379
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	127
出資配当金の支払額	△ 165
回転出資金の受入による収入	453
回転出資金の払出による支出	△ 532
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 116
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
5 現金及び現金同等物の増加額	35,321
6 現金及び現金同等物の期首残高	33,005
7 現金及び現金同等物の当期末残高	68,326

連 結 注 記 表

平成 21 年度

(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社、子法人等はありません。
- ② 非連結の子会社、子法人等はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等 1社
会社名 株式会社 くみあい電算センター
- ② 持分法非適用の関連法人等はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される関連法人等の決算日は3月末日です。

(4) 剰余金処分項目取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

- ① 現金及び現金同等物の期末残高の連結貸借対照表科目別の内訳
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

平成21年3月31日	
現金及び預け金勘定	313,030百万円
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 280,025百万円
現金及び現金同等物	33,005百万円
平成22年3月31日	
現金及び預け金勘定	352,351百万円
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 284,025百万円
現金及び現金同等物	68,326百万円

2. 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しております。

- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・売買目的の有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - 及び関連法人等株式
 - ・その他有価証券
時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価を把握することが極めて困難と認められるもの
・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。

建 物	定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は15年～50年です。
動 産	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年～20年です。

- (4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」及び「資産の償却・引当計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額と税法基準に基づき算出した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額(当期は税法基準を採用)を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のう

平成 20 年度

(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社、子法人等はありません。
- ② 非連結の子会社、子法人等はありません。

(2) 持分法適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等 1社
会社名 株式会社 くみあい電算センター
- ② 持分法非適用の関連法人等はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される関連法人等の決算日は3月末日です。

(4) 剰余金処分項目取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

- ① 現金及び現金同等物の期末残高の連結貸借対照表科目別の内訳
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

平成20年3月31日	
現金及び預け金勘定	324,794百万円
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 283,025百万円
現金及び現金同等物	41,769百万円
平成21年3月31日	
現金及び預け金勘定	313,030百万円
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 280,025百万円
現金及び現金同等物	33,005百万円

2. 重要な会計方針に関する注記

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しております。

- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・売買目的の有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - 及び関連法人等株式
 - ・その他有価証券
時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。

建 物	定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は15年～50年です。
動 産	定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年～20年です。

- (4) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」及び「資産の評価及び償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額と税法基準に基づき算出した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額(当期は税法基準を採用)を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のう

平成 21 年度

(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

ち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査・検証しており、リスク管理委員会、理事会で協議した結果に基づき上記の引当を行っています。

② 退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

3 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は944百万円であります。

- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は127百万円であります。

- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	3百万円	8百万円	12百万円

- (4) 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金16百万円を差し入れております。

- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は128百万円であります。

- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は307百万円であります。

- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

- (8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

- (9) 貸出金のうち、破綻先債権額は201百万円、延滞債権額は725百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- (11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

平成 20 年度

(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)

ち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査・検証しており、リスク管理委員会、理事会で協議した結果に基づき上記の引当を行っています。

② 退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、該当するリース資産はありません。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

3 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は919百万円です。

- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は127百万円です。

- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	-百万円	13百万円	13百万円

- (4) 担保に供している資産は次のとおりです。
為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金16百万円を差し入れております。

- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は134百万円です。

- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は340百万円です。

- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

- (8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

- (9) 貸出金のうち、破綻先債権額は142百万円、延滞債権額は799百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

平成 21 年度

(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

平成 20 年度

(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)

(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は927百万円です。

なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(13) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5百万円です。

(14) 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は20,053百万円です。

(15) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,818百万円が含まれております。

4 連結損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引による収益総額	4百万円
うち事業取引高	4百万円
うち事業取引以外の取引高	-百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	107百万円
うち事業取引高	107百万円
うち事業取引以外の取引高	-百万円
(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は130百万円です。	

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当会は、福井県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは農家組合員や、地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的(その他の目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクマネジメント要項に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会において報告・協議を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

a 金利リスクの管理

当会では、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクマネジメント要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、余裕金運用会議において決定された投資方針に基づき、リスク管理委員会において運営状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に報告を行っております。

また、ALMIにより、管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会と協議を行っております。

b 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従って行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資産自己査定の実施結果として、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は942百万円です。

なお、(9)から(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(13) 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は15,254百万円です。

(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,818百万円が含まれております。

4 連結損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引による収益総額	5百万円
うち事業取引高	5百万円
うち事業取引以外の取引高	-百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	133百万円
うち事業取引高	133百万円
うち事業取引以外の取引高	-百万円
(3) 貸出金償却は、ありません。	

平成21年度

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

平成20年度

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

③ 資産調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金運用会議を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(5) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず(7)に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	351,588	351,423	△ 165
買入金銭債権			
満期保有目的	1,116	980	△ 135
その他目的	9,001	9,013	11
有価証券			
満期保有目的の債券	18,699	19,066	366
その他有価証券	161,046	161,046	-
貸出金			
貸倒引当金	△ 714		
貸倒引当金控除後	56,063	57,040	976
資産計	597,517	598,570	1,053
貯金	585,292	584,220	△ 1,072
負債計	585,292	584,220	△ 1,072

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貯金には、譲渡性貯金11,616百万円を含めております。

(6) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

② 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- (7) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(5)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資	30,957百万円
合計	30,957百万円

- (注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません

平成 21 年度

(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

	1年以内		1年超		2年超		3年超		4年超		5年超	
	1年以内	2年以内	2年以内	3年以内	3年以内	4年以内	4年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内
預け金	349,088百万円	2,000百万円	-	100百万円	500百万円	-	100百万円	-	-	-	-	-
買入金銭債権												
満期保有目的 有価証券に該 等しないもの	9,001	-	-	-	990	-	-	-	-	-	126	-
有価証券												
満期保有目的 の債券	-	3,099	3,600	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	-	-
その他有価証 券のうち満期 があるもの	25,378	27,333	30,643	29,358	29,967	29,967	17,337	17,337	17,337	17,337	-	-
貸出金	12,855	7,022	4,453	2,981	2,193	2,193	26,752	26,752	26,752	26,752	-	-
合計	396,323	39,456	38,697	39,830	38,160	44,216	44,216	44,216	44,216	44,216	-	-

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越8,481百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後付ローン13,818百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等518百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(9) 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内		1年超		2年超		3年超		4年超		5年超	
	1年以内	2年以内	2年以内	3年以内	3年以内	4年以内	4年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内
貯金	573,293百万円	249百万円	96百万円	3百万円	0百万円	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性貯金	11,616	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	584,909	249	96	3	0	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。
2. 貯金のうち、定期積金32百万円については含めておりません。

6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書（保有区分口）及び金銭債権信託の受益権証書（非保有区分口）、「外部出資勘定」中の株式、「その他の資産」中の株式が含まれております。以下(3)まで同様です。

① 売買目的有価証券

貸借対照表計上額	-	百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	-	百万円

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表		時価	差額
	計上額			
国債	-	百万円	-	百万円
時価が貸借対照表計上額を超え るもの				
地方債	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-
金融債	16,600	16,971	16,971	371
短期社債	-	-	-	-
社債	99	100	100	0
外国証券	-	-	-	-
その他	126	126	126	0
小計	16,825	17,197	17,197	371
国債	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超え ないもの				
地方債	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-
金融債	2,000	1,994	1,994	△ 5
短期社債	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-
その他	990	854	854	△ 135
小計	2,990	2,849	2,849	△ 141
合計	19,816	20,047	20,047	230

平成 20 年度

(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)

	1年以内		1年超		2年超		3年超		4年超		5年超	
	1年以内	2年以内	2年以内	3年以内	3年以内	4年以内	4年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内
預け金	349,088百万円	2,000百万円	-	100百万円	500百万円	-	100百万円	-	-	-	-	-
買入金銭債権												
満期保有目的 有価証券に該 等しないもの	9,001	-	-	-	990	-	-	-	-	-	126	-
有価証券												
満期保有目的 の債券	-	3,099	3,600	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	-	-
その他有価証 券のうち満期 があるもの	25,378	27,333	30,643	29,358	29,967	29,967	17,337	17,337	17,337	17,337	-	-
貸出金	12,855	7,022	4,453	2,981	2,193	2,193	26,752	26,752	26,752	26,752	-	-
合計	396,323	39,456	38,697	39,830	38,160	44,216	44,216	44,216	44,216	44,216	-	-

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越8,481百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後付ローン13,818百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等518百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(9) 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内		1年超		2年超		3年超		4年超		5年超	
	1年以内	2年以内	2年以内	3年以内	3年以内	4年以内	4年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内
貯金	573,293百万円	249百万円	96百万円	3百万円	0百万円	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性貯金	11,616	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	584,909	249	96	3	0	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。
2. 貯金のうち、定期積金32百万円については含めておりません。

5 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書（保有区分口）及び金銭債権信託の受益権証書（非保有区分口）、「外部出資勘定」中の子会社関連会社等の株式、「その他の資産」中の株式が含まれております。以下 (5)まで同様です。

① 売買目的有価証券

貸借対照表計上額	-	百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	-	百万円

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表		時価	差額	うち益	うち損
	計上額					
国債	-	-	-	-	-	-
地方債	50	50	50	0	0	-
政府保証債	-	-	-	-	-	-
金融債	12,600	12,673	12,673	73	76	3
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	599	584	584	△ 15	0	15
外国証券	-	-	-	-	-	-
その他	4,244	4,196	4,196	△ 47	5	53
合計	17,493	17,503	17,503	9	82	73

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

③ その他有価証券で時価のあるもの

	貸借対照表		評価差額	うち益	うち損
	償却原価	計上額			
国債	45,905	46,776	871	871	-
地方債	3,477	3,569	91	91	-
政府保証債	6,366	6,518	152	152	-
金融債	87,993	87,461	△ 531	284	815
短期社債	-	-	-	-	-
社債	42,760	42,270	△ 489	182	672
外国証券	14,543	13,976	△ 566	-	566
株式	405	721	316	328	11
受益証券	71	75	3	3	-
合計	201,522	201,370	△ 151	1,913	2,065

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 上記評価差額に繰延税金資産51百万円を加えた金額 △100百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
4. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当期における減損処理額は、3百万円（うち、株式3百万円）であります。

平成 21 年度

(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得価額又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種類	取得原価又は 償却原価		貸借対照表 計上額	評価差額
	353 百万円	878 百万円		
株式				524 百万円
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
国債	22,649	23,409		760
地方債	3,417	3,549		131
政府保証債	6,367	6,559		192
金融債	69,797	71,063		1,265
短期社債	-	-		-
社債	35,881	36,473		592
外国証券	2,180	2,200		20
受益証券	71	101		29
その他	-	-		-
その他	-	-		-
小計	140,719	144,236		3,516
株式	51	48		△ 3
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
国債	500	498		△ 2
地方債	-	-		-
政府保証債	-	-		-
金融債	6,200	6,186		△ 13
短期社債	-	-		-
社債	3,701	3,604		△ 96
外国証券	6,600	6,473		△ 127
受益証券	-	-		-
その他	-	-		-
その他	-	-		-
小計	17,054	16,810		△ 243
合計	157,773	161,046		3,272

(注) 上記評価差額合計から繰延税金負債 1,006 百万円を差し引いた金額 2,266 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債券	23,741 百万円	180 百万円	- 百万円
合計	23,741	180	-

7 退職給付に関する注記

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく適格退職年金制度を採用しております。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っております。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△	821 百万円
年金資産		380 百万円
退職給付引当金	△	440 百万円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	37 百万円
臨時に支払った割増退職金	16 百万円
退職給付費用	53 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示され平成22年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、123百万円となっております。

平成 20 年度

(自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比し50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
13,575 百万円	165 百万円	11 百万円

(4) 時価のない有価証券のうち、主なもの内容及び貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
子会社等・子法人等株式及び関連法人等株式	
関連法人等株式	10 百万円
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	17 百万円

(5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	64,603	120,506	20,121	655
国 債	23,760	12,411	10,604	-
地 方 債	50	1,655	1,913	-
政府保証債	-	4,763	1,754	-
金 融 債	29,541	70,520	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-
社 債	6,700	27,494	4,731	500
外国証券	4,550	3,660	1,117	155
そ の 他	3,365	726	-	151
合 計	67,969	121,233	20,121	807

6 退職給付に関する注記

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく適格退職年金制度を採用しております。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っております。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△	847 百万円
年金資産		386 百万円
退職給付引当金	△	461 百万円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	33 百万円
臨時に支払った割増退職金	4 百万円
退職給付費用の額	38 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、6百万円となっております。

また、存続組合より示され平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、124百万円となっております。

平成 21 年度 (自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日)	平成 20 年度 (自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日)																																																																																																						
<p>8 税効果会計に関する事項</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>128百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金超過額</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>退職給付超過額</td><td>125百万円</td></tr> <tr><td>相互援助積立金</td><td>375百万円</td></tr> <tr><td>貸出金有税償却額</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>有価証券有税償却額</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>13百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>764百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△ 547百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>217百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 1,006百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△ 1,006百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額 (A) + (B)</td><td>△ 788百万円</td></tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tr><td>法定実行税率</td><td>31.0 %</td></tr> <tr><td colspan="2">(調整)</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.1 %</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>- %</td></tr> <tr><td>事業分量配当金</td><td>△ 11.5 %</td></tr> <tr><td>住民税均等割額等</td><td>0.2 %</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>0.9 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td>- %</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>20.7 %</td></tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	128百万円	賞与引当金超過額	13百万円	退職給付超過額	125百万円	相互援助積立金	375百万円	貸出金有税償却額	21百万円	有価証券有税償却額	18百万円	未払事業税	31百万円	減価償却超過額	37百万円	その他	13百万円	繰延税金資産小計	764百万円	評価性引当額	△ 547百万円	繰延税金資産合計 (A)	217百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 1,006百万円	繰延税金負債合計 (B)	△ 1,006百万円	繰延税金資産の純額 (A) + (B)	△ 788百万円	法定実行税率	31.0 %	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %	事業分量配当金	△ 11.5 %	住民税均等割額等	0.2 %	評価性引当額の増減	0.9 %	その他	- %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.7 %	<p>7 税効果会計に関する事項</p> <p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>134百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金超過額</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>退職給付超過額</td><td>127百万円</td></tr> <tr><td>相互援助積立金</td><td>369百万円</td></tr> <tr><td>有価証券有税償却額</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td>43百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>51百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>793百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△ 526百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>267百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>- 百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額 (A) + (B)</td><td>267百万円</td></tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tr><td>法定実行税率</td><td>31.0 %</td></tr> <tr><td colspan="2">(調整)</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.1 %</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 1.8 %</td></tr> <tr><td>事業分量配当金</td><td>△ 11.2 %</td></tr> <tr><td>住民税均等割額等</td><td>0.2 %</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>△ 3.7 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.3 %</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>14.9 %</td></tr> </table> <p>法定実効税率については、平成20年10月1日以降開始する事業年度から適用される地方法人特別税を含めて算出しておりますが、当年度の繰延税金資産および法人税等調整額に与える影響は軽微であります。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	134百万円	賞与引当金超過額	12百万円	退職給付超過額	127百万円	相互援助積立金	369百万円	有価証券有税償却額	18百万円	未払事業税	19百万円	減価償却超過額	43百万円	その他有価証券評価差額金	51百万円	その他	18百万円	繰延税金資産小計	793百万円	評価性引当額	△ 526百万円	繰延税金資産合計 (A)	267百万円	繰延税金負債		繰延税金負債合計 (B)	- 百万円	繰延税金資産の純額 (A) + (B)	267百万円	法定実行税率	31.0 %	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.8 %	事業分量配当金	△ 11.2 %	住民税均等割額等	0.2 %	評価性引当額の増減	△ 3.7 %	その他	0.3 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.9 %
繰延税金資産																																																																																																							
貸倒引当金超過額	128百万円																																																																																																						
賞与引当金超過額	13百万円																																																																																																						
退職給付超過額	125百万円																																																																																																						
相互援助積立金	375百万円																																																																																																						
貸出金有税償却額	21百万円																																																																																																						
有価証券有税償却額	18百万円																																																																																																						
未払事業税	31百万円																																																																																																						
減価償却超過額	37百万円																																																																																																						
その他	13百万円																																																																																																						
繰延税金資産小計	764百万円																																																																																																						
評価性引当額	△ 547百万円																																																																																																						
繰延税金資産合計 (A)	217百万円																																																																																																						
繰延税金負債																																																																																																							
その他有価証券評価差額金	△ 1,006百万円																																																																																																						
繰延税金負債合計 (B)	△ 1,006百万円																																																																																																						
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	△ 788百万円																																																																																																						
法定実行税率	31.0 %																																																																																																						
(調整)																																																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %																																																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %																																																																																																						
事業分量配当金	△ 11.5 %																																																																																																						
住民税均等割額等	0.2 %																																																																																																						
評価性引当額の増減	0.9 %																																																																																																						
その他	- %																																																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.7 %																																																																																																						
繰延税金資産																																																																																																							
貸倒引当金超過額	134百万円																																																																																																						
賞与引当金超過額	12百万円																																																																																																						
退職給付超過額	127百万円																																																																																																						
相互援助積立金	369百万円																																																																																																						
有価証券有税償却額	18百万円																																																																																																						
未払事業税	19百万円																																																																																																						
減価償却超過額	43百万円																																																																																																						
その他有価証券評価差額金	51百万円																																																																																																						
その他	18百万円																																																																																																						
繰延税金資産小計	793百万円																																																																																																						
評価性引当額	△ 526百万円																																																																																																						
繰延税金資産合計 (A)	267百万円																																																																																																						
繰延税金負債																																																																																																							
繰延税金負債合計 (B)	- 百万円																																																																																																						
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	267百万円																																																																																																						
法定実行税率	31.0 %																																																																																																						
(調整)																																																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %																																																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.8 %																																																																																																						
事業分量配当金	△ 11.2 %																																																																																																						
住民税均等割額等	0.2 %																																																																																																						
評価性引当額の増減	△ 3.7 %																																																																																																						
その他	0.3 %																																																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.9 %																																																																																																						

財務諸表の正確性、内部監査の有効性について経営者責任の明確化

- 1 私は平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
 - ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成22年6月28日

福井県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 佐々木 進



(注)

財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結注記表、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を指しています。

事業の種類別情報

信連及び連結子法人は2以上の異なる事業を営んでいないため、事業の種類別情報は記載していません。

自己資本の充実の状況（連結）

連結の範囲に関する事項

該当する子会社、子法人等はありません。

自己資本の状況

1. 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増強に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、平成22年3月末における連結自己資本比率は20.19%となりました。

2. 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資並びに回転出資金により調達しております。

- 普通出資による資本調達額 16,817 百万円（前年度 16,713 百万円）
- 回転出資金による資本調達額 2,292 百万円（前年度 2,378 百万円）

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

3. 連結自己資本の構成

(1) 新基準

(単位：百万円，%)

項 目	当期末	前期末	項 目	当期末	前期末	
出 資 金	16,817	16,713	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	-	-	
うち後配出資金	-	-		負債性資本調達手段及び これに準ずるもの	-	-
回 転 出 資 金	2,292	2,378			-	-
再 評 価 積 立 金	-	-			-	-
資 本 剰 余 金	1	1	期限付劣後債務及びこれ に 準 ず る も の	-	-	
利 益 剰 余 金	19,513	18,620				
処 分 未 済 持 分	-	-	連結の範囲に含まれない金 融子会社及び金融業務を営 む子法人等、金融業務を営む 関連法人等の資本調達手段	-	-	
連結子法人等の少数株主持分	-	-		-	-	
その他有価証券の評価差損	-	-		-	-	
営 業 権 相 当 額	-	-	非同時決済取引に係る控 除額及び信用リスク削減 手法として用いる保証又 はクレジット・デリバティブ の免責額に係る控除額	-	-	
連 結 調 整 勘 定	-	-		-	-	
企業結合により計上される無 形 固 定 資 産 相 当 額	-	-		-	-	
証券化取引により増加した自 己 資 本 に 相 当 す る 額	-	-		-	-	
基 本 的 項 目 (A)	38,625	37,712	基本的項目からの控除分 を除く、自己資本控除と される証券化エクスポ ージャー及び信用補完機能 を持つI/Oストリップス	199	430	
土地の再評価額と再評価 の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	-	-	控 除 項 目 不 算 入 額	-	-	
一 般 貸 倒 引 当 金	195	179	控 除 項 目 計 (D)	199	430	
相 互 援 助 積 立 金	1,210	1,191	自己資本額(C-D) (E)	39,652	38,444	
負債性資本調達手段等	-	-	資産(オン・バランス)項目	188,088	177,967	
負債性資本調達手段	-	-	オフ・バランス取引等項目	1,998	1,974	
期 限 付 劣 後 債 務	-	-	オペレーショナル・ リスク相当額を8%で 除 して 得 た 額	6,292	6,186	
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△ 178	△ 207	リスク・アセット等計(F)	196,379	186,128	
補 完 的 項 目 (B)	1,227	1,163	T i e r 1 比 率 (A / F)	19.66	20.26	
			自己資本比率(E/F)	20.19	20.65	
自己資本総額(A+B) (C)	39,852	38,875				

(注)

- 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。
- 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農水省告示第22号。以下「特例告示」という。）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券評価差損」は「-」（ハイフン）で記載しています。

4. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成 21 年度			平成 20 年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	23,199	-	-	45,990	-	-
我が国の地方公共団体向け	14,019	-	-	12,414	-	-
地方公営企業等金融機構及び我が 国の政府関係機関向け	9,597	322	12	11,004	463	18
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	489,446	119,985	4,799	461,588	117,275	4,691
法人等向け	63,518	34,299	1,371	55,072	27,864	1,114
中小企業等向け及び 個人向け	289	201	8	215	158	6
抵当権付住宅ローン	122	35	1	145	42	1
不動産取得等事業向け	1,697	1,629	65	1,006	937	37
三月以上延滞等	384	52	2	550	70	2
信用保証協会等及び株式会社 産業再生機構による保証付 出資等	648	64	2	698	69	2
複数の資産を裏付とする資 産(所謂「ファンド」のうち、 個々の資産の把握が困難な 資産)	73	71	2	76	71	2
証券化	1,408	1,257	50	2,165	560	22
上記以外	1,378	574	22	1,410	850	34
エクスポージャー別計	637,377	190,087	7,603	623,915	179,941	7,197
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	6,292	251	6,186	247		
所要自己資本額	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 A	所要自己資本額 b=a×4%		
	196,379	7,855	186,128	7,445		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

- (1) 当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続き等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容（P40）をご参照ください。

2. 信用リスクに関するエクスポージャー残高

- (1) 地域別、業種別、残存期間別及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（単位：百万円）

	平成21年度					平成20年度					
	信用リスクに関するエクスポージャー	うち貸出金等			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャー	うち貸出金等			三月以上延滞エクスポージャー	
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国 内	626,883	65,976	167,133	-	384	607,889	61,458	197,552	-	426	
国 外	9,085	-	8,585	-	-	13,860	-	13,860	-	-	
地域別残高計	635,968	65,976	175,718	-	384	621,749	61,458	211,413	-	426	
法人	農 業	252	252	-	-	222	222	-	-	-	
	林 業	37	37	-	-	51	51	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	15,303	1,203	7,377	-	-	7,924	469	6,241	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	6,026	5,920	100	-	119	4,943	3,835	100	-	129
	電気・ガス・熱供給・水道業	16,383	9,012	7,250	-	-	17,679	10,014	7,545	-	-
	運輸・通信業	5,831	461	4,332	-	-	6,839	179	6,628	-	-
	金融・保険業	501,977	23,445	124,948	-	-	472,687	23,666	135,736	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	15,138	12,918	1,699	-	-	14,664	12,146	1,495	-	19
	日本国政府・地方公共団体	37,768	11,143	26,624	-	-	58,759	9,232	49,526	-	-
	その他	3,383	-	3,383	-	-	4,138	-	4,138	-	-
	個人	1,581	1,581	-	-	265	1,640	1,640	-	-	277
その他	32,284	-	-	-	-	32,198	-	-	-	-	
業種別残高計	635,968	65,976	175,718	-	384	621,749	61,458	211,413	-	426	
1 年 以 下	404,091	19,961	25,100	-	-	396,256	18,201	64,277	-	-	
1 年 超 3 年 以 下	74,963	9,167	63,792	-	-	61,813	6,677	53,131	-	-	
3 年 超 5 年 以 下	75,492	4,807	70,183	-	-	71,656	5,036	66,118	-	-	
5 年 超 7 年 以 下	17,101	6,767	10,333	-	-	22,178	5,711	16,467	-	-	
7 年 超 1 0 年 以 下	28,222	21,913	6,308	-	-	12,321	8,680	3,641	-	-	
1 0 年 超	2,687	2,687	-	-	-	16,440	16,440	-	-	-	
期限の定めのないもの	33,410	671	-	-	-	41,082	710	7,776	-	-	
残存期間別残高計	635,968	65,976	175,718	-	-	621,749	61,458	211,413	-	-	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さい金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、「金融機関及び証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーを含んでいます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

① 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成21年度					平成20年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	179	195	-	179	195	176	179	-	176	179
個別貸倒引当金	494	519	130	363	519	600	494	-	600	494

② 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成21年度							平成20年度						
	個別貸倒引当金						貸出金償却	個別貸倒引当金						貸出金償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高		期中増加額	期中減少額		期末残高			
		目的使用	その他				目的使用	その他						
国内	494	519	130	363	519	-	600	494	-	600	494	-		
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	494	519	130	363	519	-	600	494	-	600	494	-		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	0	0	-	0	0	-	198	0	-	198	0	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	73	262	-	73	262	-	99	73	-	99	73	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	123	-	123	-	-	123	-	123	-	-	123	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	49	10	6	43	10	12	34	49	-	34	49	-	
日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
個人	247	245	1	246	245	1	267	247	-	267	247	-		
合計	494	519	130	363	519	137	600	494	-	600	494	-		

(注)

一般貸倒引当金については、業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

	平成21年度			平成20年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	46,278	46,278	-	66,861	66,861
	10%	-	3,910	3,910	-	5,370	5,370
	20%	23,145	461,476	484,621	25,673	429,963	455,636
	35%	-	92	92	-	112	112
	50%	17,886	387	18,274	11,095	411	11,506
	75%	-	266	266	-	209	209
	100%	3,864	78,427	82,291	2,601	79,227	81,828
	150%	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-	-	-	
合計	44,896	590,839	635,735	39,370	582,154	621,524	

(注)

「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

信用リスク削減手法に関する事項

1. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) 当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容（P43）をご参照ください。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	平成 21 年度			平成 20 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構及び我が 国の政府関係機関向け	-	6,372	-	-	6,371	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	814	-	8	880	-
中小企業向け及び個人向け	5	2	-	1	3	-
抵当権付住宅ローン	-	29	-	-	32	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	7	-	-	7	-
合計	5	7,227	-	9	7,295	-

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

1. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) 当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P44）をご参照ください。

(2) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P44）をご参照ください。

2. 当連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

3. 当連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 20 年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	219	307
自動車ローン	-	-
その他	1,389	2,288
合計	1,608	2,596

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	平成 21 年度		平成 20 年度	
	残 高	所要自己資本額	残 高	所要自己資本額
リスク・ウェイト 20%	673	5	1,739	13
リスク・ウェイト 50%	348	6	425	8
リスク・ウェイト 100%	162	6	-	-
リスク・ウェイト 350%	224	31	-	-
その他のリスクウェイト	-	-	-	-
自己資本控除	199	199	430	430
合計	1,608	250	2,596	453

(注)

「その他」には、自己資本比率告示第225条第6項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

(3) 自己資本比率告示第 223 条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 20 年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
その他	199	430
合計	199	430

(注)

自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受け取る権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

- (4) 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、信連に準じた内容としております。信連におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容（P45）をご参照ください。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当連結グループでは、子法人等が信連以外の出資又は株式等エクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容（P46）をご参照ください。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	平成 21 年度		平成 20 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	926	926	721	721
非上場	30,957	30,957	30,957	30,957
合計	31,883	31,883	31,679	31,679

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

平成 21 年度			平成 20 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	2	-	3

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等） (単位：百万円)

平成 21 年度		平成 20 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
524	3	328	11

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等） 該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容（P47）をご参照ください。

福井県JAバンクのホームページ もご覧ください！！

URL <http://www.ja-bank-fukui.or.jp>

E-mail info@ja-bank-fukui.or.jp



福井県農業会館周辺地図



発行 平成 22 年 7 月

編集 福井県信用農業協同組合連合会
 管理部 企画管理課

〒910-8666
 福井市大手3丁目2番18号

TEL (0776) 27-8232
 FAX (0776) 28-1981



JAバンク福井県信連